

会 議 録 目 次

平成 2 0 年第 1 回海田町議会 3 月定例会（第 3 日目）

平成 2 0 年 3 月 7 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	……………	4
日程第 2	請願第 1 号	窪町地区における建築制限解除を求める請願……………	5 4
日程第 3	第 11 号議案	海田町まちづくり町民参画条例の制定について……………	6 0
日程第 4	第 12 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 3
日程第 5	第 13 号議案	特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について……………	6 4
日程第 6	第 14 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 5
日程第 7	第 15 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 6
日程第 8	第 16 号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 7
日程第 9	第 17 号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 8
日程第 10	第 18 号議案	海田町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 9
日程第 11	第 19 号議案	海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 0
日程第 12	第 20 号議案	海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 1
日程第 13	第 21 号議案	海田町後期高齢者医療に関する条例の制定について……………	7 2
日程第 14	第 22 号議案	海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 3
日程第 15	第 23 号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改	

		正する条例の制定について……………	7 4
日程第16	第24号議案	平成20年度海田町一般会計予算……………	7 5
日程第17	第25号議案	平成20年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	7 5
日程第18	第26号議案	平成20年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	7 5
日程第19	第27号議案	平成20年度海田町老人保健特別会計予算……………	7 5
日程第20	第28号議案	平成20年度海田町介護保険特別会計予算……………	7 5
日程第21	第29号議案	平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	7 5
日程第22	第30号議案	平成20年度海田町水道事業会計予算……………	7 5
		(散 会) ……………	8 4

平成20年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成20年3月5日（水）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 3月7日（金）9時00分宣告（第3日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（15名）

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員（1名）

11番 河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（15名）

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員（1名）

11番 河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
企 画 課	長	大久保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	朝 倉 登司雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所	長	岡 田 壽 人
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
参 事		木 原 正 博
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
参 事		新 浜 憲 治
収 税 対 策 室	長	細 川 真 示
子 育 て 支 援 室	長	寺 田 修 康

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 幹	濱 吉 計 守
主 事	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 請願第1号 窪町地区における建築制限解除を求める請願

日程第3 第11号議案 海田町まちづくり町民参画条例の制定について

日程第4 第12号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第13号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第6 第14号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第15号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第16号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第17号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第18号議案 海田町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第19号議案 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第20号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第21号議案 海田町後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第14 第22号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第23号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 第24号議案 平成20年度海田町一般会計予算

日程第17 第25号議案 平成20年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第18 第26号議案 平成20年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第19 第27号議案 平成20年度海田町老人保健特別会計予算

日程第20 第28号議案 平成20年度海田町介護保険特別会計予算

日程第21 第29号議案 平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第22 第30号議案 平成20年度海田町水道事業会計予算

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第22に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。4番、岡田議員。

○4番（岡田）おはようございます。4番、岡田です。3点お尋ねいたします。

まず、後期高齢者医療制度について。4月から実施される後期高齢者医療制度について伺いたします。後期高齢者医療制度は、75歳以上のお年寄りを健康保険制度から外し、別建ての保健制度をつくり、保険料を今まで払っていなかった75歳以上の人も含め、年金から天引きする制度です。天引きなので、取りはぐれがないということで、安定した財源となることです。これに対して全国各地から怒りの声が上がっています。また、最大の問題点は、医療費抑制を目的に75歳以上に線引きをし、医療を制限するおそれがあることです。低年金、無年金のお年寄りは保険料を滞納しているという理由で保険証を取り上げられてしまい、憲法で保障された、健康で文化的な生活を送ることも困難になることとなります。そこで、お尋ねいたします。

1、 町では町民に説明会をされておられますが、高齢者の理解は得られたでしょうか。

2、 町民からはどのような意見が出されたでしょうか。

3、 保険料を徴収する広域連合と市町の役割分担はどのようになっておるでしょうか。

4、 法定減免以外に低所得者に対する保険料の町独自の申請があれば減免ができる制度をつくるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

5、 保険料の減免をするために県からも補助金を出すよう申し入れるべきではないでしょうか。

2 番目に、学校給食における食の安全・安心について。学校給食の食材は地産地消に心がけるべきであると主張してまいりましたが、昨年、中国でつくられた冷凍食品から有機リン性の農薬が検出され、深刻な健康被害を出しています。学校給食は安全な食材を子どもたちに提供し、育ち盛りの子どもたちの健やかな成長を保障するものです。また、学校給食は食育の一環であり、1 日 3 食、栄養のあるものをバランスよく食べる食習慣を身につけさせることが大切です。さて、中学校でもこれは同じことです。小学校のときには給食を残さず食べていた子どもたちが、中学校のデリバリー給食がまずいで、注文をしなくなったという声がいろいろなところで上がっています。給食を提供している業者としても安心・安全な食材を心がけてつくっておられるのですが、子どもたちとの交流もなしに好き嫌いなく食べさせるメニューをつくるということも至難のわざではないでしょうか。そこで、注文が少ないので、デリバリー給食をやめることを検討されております。これでは育ち盛りの子どもたちの食育がおろそかになってしまうのではないのでしょうか。そこで、お尋ねいたします。

1、朝起きて、ご飯を食べずに学校へ行って、昼食は菓子パンなどで済ませる子どもたちが増えることは教育上、決してよくないのではないのでしょうか。

2、親に弁当をつくってもらえない子どもたちの実態を町でつかんでおられるのでしょうか。

3、デリバリーではなく生徒と栄養士や調理師が一緒になって、栄養ある給食の完食を目指していくことを検討すべきではないのでしょうか。

3 番目に、高校生の名簿の閲覧について。昨年、自衛官募集で高校 3 年生の個人情報の閲覧請求に海田町も応じていますが、今年はどうされるのでしょうか。昨今、個人情報は公開しないということで、学校の連絡網や名簿などを公にしないようにする申し合わせもされております。また、自衛隊や警察などでパソコンから個人情報が漏れているという事件がたびたびあり、社会的不安も招いております。そこで、お尋ねいたします。

1、自衛隊などの団体であっても、個人の子承なしで名簿を公開すべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

2、昨年の名簿をもとに高校生にどのような働きかけがあったのでしょうか。具体的なことを把握されておりますか、お尋ねいたします。

3、自衛隊からの氏名、生年月日、性別、住所の閲覧請求に応じているということですが、高校生本人にどのように伝えられたのでしょうか。また、こうしたことは町民の理解を得られたと思われませんか、お尋ねいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

岡田議員の質問の1点目、3点目については私から、2点目につきましては教育委員会から答弁いたします。

まず、後期高齢者医療制度についての質問でございますが、1点目については、19年10月から「広報かいた」やホームページにより周知するとともに、福祉センターなど6施設での説明窓口の開催や出前口座などにより制度の説明を行っておりますが、今後ともご理解をいただくよう努めてまいります。

2点目につきましては、主なものとしては「老人保健制度と自己負担割合がどう変わるのか」「保険料の額は増えるのか」「納付方法はどうなるのか」というものでございました。

3点目につきましては、広域連合が保険料率の決定及び賦課を行い、町が徴収を行うこととしております。

4点目につきましては、保険者である広域連合が災害や失業等による所得減に対し、減免制度を講じておりますので、構成団体の市町が独自の減免を行うことはできないと考えております。

5点目につきましては、県はこの後期高齢者医療制度の設立に伴い、保険料減額分の補てんとして、低所得者に対する7割・5割・2割軽減や、被扶養者であった者の軽減、及び医療を受けにくい地域の保険料減額分の負担をすることになっており、広域連合ではさらに負担を求めることは困難であるとしております。

続きまして、高校3年生の名簿の閲覧についての質問でございますが、1点目の自衛隊員の募集に関する閲覧は、住民基本台帳法で定める要件に該当しておりますので、閲覧を認めているものでございます。

2点目の高校生への働きかけについては、把握はしておりません。

次に、3点目につきましては、法令に基づいて閲覧させているもので、高校生に伝えるとか、町民の理解を得なければならないものとは考えておりません。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学校給食についてお答えいたします。1点目の朝ご飯が教育に与える影響でございますが、一般的には、朝食抜きの生活は、子どもたちの学習能力に影響があるとか、いらいらしやすくなったり、キレやすくなったりするとも言われております。国の食育推進基本計画の中でも、朝食の欠食をなくすことが課題の1つとなっております。学校だよりや保護者懇談会等の機会をとらえて働きかけているところでございます。

次に、弁当をつくってもらえない子どもの実態をつかんでいるかということでございますが、昨年、中学校給食に関するアンケート調査の結果では、デリバリー給食を申し込んでいない保護者の98%、432名の方が弁当を持参させておられます。また、学校の売店で継続的にパンを購入している生徒は3名でした。

3点目の自校調理方式による完全給食の実施については、現在のところは考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）再質問いたします。まず、後期高齢者の医療制度のことなんですけれども、昨年10月から6施設で行われたということだったんですけれども、これには何人ぐらいの方が参加されたんですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）6施設での説明につきましては、保健センター以下、町内6カ所でございますけれども、合計で28名の方がおいでになられ、説明をさせていただいております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）6カ所で28名というたら、1カ所数人ということだと思えますけれども、海田町に、75歳以上の方が今度制度移行される方で2,100人前後おられると思うんですけれども、この制度は2006年の医療改悪のときに、高齢者の医療をよくしようというので改正されたんじゃないんですよね。ご存じのように、医療費が物すごくかかると。国としても毎年2,000億円ぐらいずつだんだん社会保障費を毎年毎年削っていく。そういうふ

うな中で、今の団塊の世代と言われる人たちが2020年代になったら75歳になられると。そのときに物すごく医療費がかかるというふうなことで、今のうちから何とかしなければいけないというふうな観点で導入されたんですよ。それで、当然のごとく75歳以上の人が増えると自動的に医療費もかさむわけですから、保険料も上がっていくというシステムなんですよ。厚生労働省の人が自治体の方に対しての説明会なんかでも、医療がよくなりますよとかという説明ではないんですよ。新潟の方だったら、厚生労働省の職員の方が「医療費が際限なく上がっていく。この痛みを高齢者が自分の痛みとして感じてもらわなければならない」と、こういうふうなことを説明会で言われておるわけなんです。やはりこの制度、保険料もそうなんですけれども、医療も定額制とか包括性ですか、そういうふうにして、受けられる医療をどんどんどんどん金額の上限を決めて、それ以上は保険では賄えませんという医療なんですよ。だから、お金のある人は別建てで混合診療というか、そういう制度になっていくんですけれども、これは今年の初めだったんですかね、北九州の方の病院で入院患者をどこか公園の方に置き去りにすると。やはりこういうふうな制度の先取りみたいな格好だと思うんですけれどもね。これに対して今、1980年のときの医療費の国とか地方の割合、そういうものとか企業の支出、そういうふうなものが2005年に比べたらぐっと減っておるんですよ。国の負担率も減って企業の負担率も減っておるけれども、自治体といわゆる家計というんですかね、窓口負担と保険料の負担、こういうものが増えておるわけですよ。こういうふうな制度というんですか、これは抜本的に変えていかんかったら、今のままではそれこそ破綻すると思うんです。今の、町長は昨日、これは国が決めたことだからということと言われたんですけれども、こういうふうな、国が決めたから仕方がない、やりにゃいけんというようなことをずっと言いよったら、医療なのか、福祉そのものがめっちゃめっちゃになってくるんですよ。だから、今の減免制度、7割、2割、5割、あれも均等割になるんですよ。所得割と均等割の、均等割の部分になると思うんですけれども、あれは世帯で換算する、所得があるか低いかで、個人ではないわけなんですよ。だから、受けられる、受けられるというても、受けられん人というのがかなりおられると思うんですけれどもね。そこで、この制度が本当に理解されるというのか、このままでいったら大変なことになる、そういうふうな認識はおありでしょうか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）この制度ができましたのは、やはり少子・高齢化が急速に進んで

おりますので、このままでは国民皆保険が継続して続けられないということでこの制度ができ、75歳以上の方には医療費の10%を負担してもらい、75歳未満の方に40%、公費で50%、これにより継続していきたいということと我々は認識しております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）でも、実際には厚生労働省はそういうふうな認識じゃないんです。とにかく高齢者には医療費がかかるから、極端に言うたら、病院で最期を看取らずに、家庭に返すというふうにして医療費を削減すると。今の2020年ぐらいですか、病院のベッド数もぐっと減らしてしまうと。そういうふうな一連の連動なんですよ。だから、社会保障費がどんどんどんどんかさむから、今のうちに社会保障費を減らしていこう、その負担は皆さん応分に払ってくださいよというふうな制度なんですよ。だから、こういう制度そのものはやはり撤回していくと。今の減免制度についても、なかなかできないと言われたんですけども、自治体によっては減免制度をしておるところもあるんです。新たに新しいのをつくるという制度もやっておるところもあるんですよ。そうしないと、今までいわゆる保険料を天引きされない方、そういう方は直接納められる方、そういうふうな方というのはいわゆる資格証明とかそういう発行、こういうことが機械的になってくると思うんですけども、そういうことはどういうふうに考えておられますか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）資格証明書につきましてはやはり対象者が75歳以上でございますので、画一的な発行ということではなく、環境をよく調査した上で、特別な事情がなく納められない方をよく審査しながら広域連合が決定していくということで、柔軟な対応はするというところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）広域連合で、徴収そのものは町がするわけですから、柔軟な対応はすると言っても、徴収できないということになったら自動的に、今現在は資格証明はないと思うんですけども、そういうふうな方が出てくるということになると思うんです。だから、この制度は、何回も言いますけれども、見直すとか、あるいは今の国会でもいろいろ論議されておりますけれども、まだはっきり決まっていない部分もかなりあると思うんです。4月から制度を導入するんですけども、保険料を凍結するということも、扶養になっている家族の人は何か新たにまた凍結しないということが決まったらしいんですけれども、そういうふうなことも、去年の参議院選挙で自民党・公明党が大敗して、

物すごくこういう制度に対する批判が高まってきた。そういうふうな中で一定の国民の
声みたいなのを抑え切れなくなって、こういうふうな小手先の緩和措置みたいなものが
とられておるんですけれども、これは1年とかそこらだけであって、その先は同じよう
に徴収されるというふうなことになると思うんですけれども、やはりこの制度はもう少し
し町としても、ただ説明をして20何人来られたといっても、大半の方がまだわからない
わけなんですよ。いろんな、医療を受けるにも受けられなくなるから、特に75歳以上
の方というのはいろんな複数の病気を持っておられる、病院にかかられても、医療費そ
のものも、病院も経営しなければならないから、そんなに医療診療が出せないから、保
険の方からお金が来ないから、医療制限をしまして治療を控えるということに当然
なってくるんですけれども、そうなったら、それこそ自治体の役目である福祉を増進さ
せるとか、生命を守ることができなくなると思うんです、この制度というのは。
ほかの皆保険のヨーロッパの方の国でもこういうふうな、75歳以上の人で別建てにして
医療制度にするというところはないわけなんです。だから、この制度は、議会としても12
月に意見書を出したんですけれども、否決されたんですけれども、やはり自治体として
もこの制度の不合理というんですか、それをもう少し広域連合なり議員の方、自治体の
方も出ておられるわけですから、もう少しこういう制度そのものを抜本的に変えてくれ
というふうなことを声を大にして言うべきだと思うんですけれども、その辺のお考えは
どうですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）この制度につきまして、やはり構成団体の23市町、また広域連合
も保険料の軽減等については常に考えており、11月30日に広域連合議会がありましたけ
れども、その中で23市町総意で、広域連合が代表して保険料の軽減を厚生労働大臣に対
して送るなどして、それなりに我々も考えておる中で、今後もこの制度については必要
性を考えながら、保険料の軽減等いろんなことは考えていくということにしております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）この制度はやはり、高齢者をいじめるとか、今まで75歳の方というたら、
戦後の一番経済発展というか、復興を支えてきた方なんです。こういう方を今度は、戦
後は若いときにいろいろなことで苦勞されて、年をとったらなかなか病院にもかかれな
いと。かかっても、今の高度な医療が十分に受けられない、こういうふうな状況になる
と思うんです。やはりこれは国のそういうふうな医療の削減というか、そういうことだ

と思うんです。やはりこういうことをぜひとも今までずっと日本のために頑張ってこられた方を、早く死ねとか、今のうば捨て山というんですか、そういうふうな状況があるということが言われておるんですよね。こういうことが極力ないような、そういう提案とかをどんどんしてもらいたいんです。

次に、中学校のデリバリー給食はやめられるということで、今、全国で中学校の給食を実施されておるところが大体77.6%ぐらいあると言われておるらしいんですけれども、これと牛乳の副食給食を足したら78%ぐらいということで、今、朝食をとっていないから、いろんな栄養の関係でふぐあいがあると言われたんですけれども、それはそうなんですよね。だからこそ、今の成長盛りの子どもたちに、じゃ、昼というんですか、広島市なんかでも、片一方じゃ完全給食をしておるところもあるし、そうでなくて、やはり弁当とかというふうな、物すごくアンバランスなんですよね。食育というか、そういうのはただ昼にご飯を食べるということではなくて、やはり食べる時のマナーであるとか栄養であるとか、そういうことすべて給食の中で教えていくとか、そういうふうな役目もあると思うんです。いろいろと財政的にもできないと言われたんですけれども、じゃ、4月から具体的にどういうことをされるのか、その代わりというんですかね、どういうことを考えられておるんですか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）学校給食には、ご承知と思いますけれども、3つの方法がございます。1つには完全給食、これは小学校がやっているような形態でございます。2つ目は補食給食、これはおかずだけを提供して、ご飯は自分の家から持ってくるというものでございます。3つ目が牛乳を提供するミルク給食。この3つがございます。4月からはこのミルク給食を予定しておるところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）ミルク給食と言われても、それが昼食の代わりになるというふうなものじゃないと思うんです。やはり朝、なかなか家庭の都合とかいろいろなことで朝食もとられないと。そして、昼間もなかなか、それは常時パンを食べている人が3名ということだったんですけれども、これは3名であっても1人であっても、やはり学校給食ですから、学校に来ておるわけですからね。片一方の学校では完全給食をしておる、片一方ではパンを食べておる。物すごくアンバランスというか、これは教育以前の問題のような気がするんですけれども、このことについてはどういうふうに思われますか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）先ほどご答弁申し上げましたように、保護者の98%の方が自宅からの弁当を子どもに持たせております。そして、継続的に売店でパンを買っておる子どもは3名でございます。それと、そうした中で今後のデリバリー給食実施を継続した場合についても、申込者、現在約17%弱でございますけれども、やはりこの16%台での需要しか見込めておりません。大半の方は家族がおつくりになる弁当を持たせたいというようなことも伺っております。また、先ほど朝食をとらない子どもが多いというようなお話もありましたけれども、昨年4月に全国学習状況調査を実施しました。その結果では、中学校では全く食べていない子の割合が海田町では1.1%でございました。これはいずれも、広島県の1.8%、全国の2.3%を大きく下回っておる状況となっております。以上でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）1.何%と言われましても、それは1人、2人の人数じゃないと思うんです。全校の中での1.何%ということでしょうから。やはりまだまだデリバリーの注文数が物すごく、16%ですか、低いと。広島市なんかには比べても極端に低いと思うんです。広島市は低い低いというても、10%とかそういうようなレベルではない。低いというてもまだまだ3割ぐらいですから、やはり中身というんですか、そういうものに問題があるんじゃないかということなんです。ただ、業者の方ですから、そういうふうな普通のほかの学校給食の食材とかというのとはまた変わってくると思うんです。だから、そういう率を高めるような努力というのか、業者の方も含めて。それとか、PTAとか、実際に食べておられるお子さんなんかを含めて、そういうところから何かしていかと、業者の人もそれはやはり営業ですから、そんなに高い食材というのか、そういうふうなものはどんどん提供できないと思うんです。だから、そういういろいろな、おいしくないから注文数が少ないと思うんです。だから、そういうふうなところというのは検討されたことがあるんですか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）1つご理解いただきたいところがございます。現在、デリバリー給食の実施方法でございますが、これは小学校の実施方法と同様に、献立につきましてはあくまでも町が雇用した栄養士が作成しております。そして、その食材の購入につきましても、業者に任せっ放しということではなくて、栄養士がその献立に基づいて

食材を直接町が購入し、それを調理専門会社の方にお渡しして、町の作成献立の内容によってつくらせております。そして、町の栄養士も毎日それを食べながらチェックしております。そうした中で、先ほどまずくはないとか云々というお話、これは個人差があります。私ども学校給食ということの観点からは当然栄養素を考えながら、当然嗜好も考慮してまいりますけれども、やはりそういった子どもの成長のことを考えながら、決まっておる基準に基づいたレシピ、いわゆる献立を作成しております。そして、次にありました子どもの嗜好ということもございますが、当然これは学校と保護者も試食されます。そういった試食の結果についても学校を通して私どもの方へ情報提供が参りますので、そういったものを当然考慮しながら献立に生かしておるということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）デリバリーの中身についてはそんなに栄養とか何かは悪くはないと言われているんですけれども、やはり申し込み率というんですか、これが極端に低いわけなんですよ、広島市のデリバリーをやっておるところと比べても。やはり何かそこにはそういうふうな、今は別に嗜好とか何とかの問題だからと言われたんですが、それ以外にやっぱり根本的な何か食べたくないという原因があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところも、もうやめられるというふうなことなんですから、どうにもならないんですけれども、じゃ、やめられた場合に、4月からですよ。全く、だから、以前のような、デリバリーをする前の状態に戻ってしまうということなんですか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）そのとおりでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）それではやはり育ち盛りの生徒さんというんですか、何か片一方の学校では完全給食がある、片一方では、なくて、パンを食べている生徒がおると。何か同じ義務教育の中で物すごく、一番成長し盛りのときにアンバランスがあるような気がするんです。そういうことだから、栄養バランスというのか、最初に教育長がいろいろ言われました、キレるとかそういうふうなことに繋がってくるんじゃないかと思うんですけれども、ここのところはどういうふうにご考慮されますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）さっき申しましたように、98%の方は弁当を持参されて、アンケートの中でもその他の欄でいろんな意見を聞いておりますけれども、弁当が安心であるという

ような意見も確かに多うございました。そういうこともあって、議員がおっしゃるように、やっていないところとの差がそんなに大きなものがあるとは思えないわけです。ないとは申しません。これは、デリバリーをどうするかということについては今ふっとわいたわけではなく、一昨年ぐらいから3割を切るような状態で、行政改革の中でどうするのかということがずっと指摘されておまして、今年度についてはもう1年様子を見せていただきたいというのは議会でも申し上げてきたところでございます。中でスタッフも嗜好に合わせてやるようなことはないかということもいろいろ検討して試行錯誤の中でやってまいりましたけれども、それでもなお減少し続けて2割を切ったということで、やむなくデリバリーを廃止し、もとのミルク給食に戻すというところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）今、行政改革の中と言われましたけれども、やはり行政改革で何でもかんでも削減してしまうと。そういうふうなものではないと思うんです。やはり教育の問題であるとかそういうところは一定の配慮というか、そういうのが必要だと思うんです。数が98%弁当を持ってきておるから、あとの2%は弁当を持ってきていなくても、それは我慢してくれと、そういうふうに聞こえるんですけれども、やはり教育ですからね。それも義務教育でこういうところを見捨てるというか、それは行政改革の一環だから仕方がない、そういう立場では、もう少し、手厚いまでは行かなくてもやはり何らかの方法を講じるべきだと思うんですけれどもね。ただ行革、行革ということで、学校とか福祉とかそういう部門を切り詰めていくということはやっぱりやるべきではないと思うんです。どういうふうな方策があるかということとはもう1回検討されてみてほしいと思います。

それと、自衛隊のことなんですけれども、町長はこういうふうな閲覧を許可したということは知っておられましたか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）承知しております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）この閲覧は高校3年生と中学校2年生もだだと思うんですけれども、中学校の場合はどうだったんですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）中学校の閲覧については承知しておりません。高校生ということでお

聞きしております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）この閲覧請求ですか、これは海田町だけではなくて、広島の場合だったらかなりの市町村で、高校3年生と中学2年生だったというふうに聞いておるんですけども、承知をされていないというふうなことだったんですが、だから、閲覧をしておるかどうかもわからないということでもいいんですかね、私たちはそういうふうな認識で。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今回の閲覧請求に伴うものにつきましては高校生に限った請求でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）今、町長は別に問題はないというふうなことを言われたんですけども、これはほかの自治体なんかだったら閲覧を拒否しておるところもあるんですよ。その閲覧の拒否の理由というんですか、そんなに難しい理由じゃないんです。福山なんかは同じような格好で来ておるらしいんですけども、そのときに福山の市長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求は、市民のプライバシーの保護の観点から、閲覧をお断りしたというふうに答えて、閲覧は拒否されております。別に自治体によってそれぞれ様々なんですけれども。多分昨年からだと思うんですけども、まず、その前も閲覧請求があったのかどうかというのを伺います。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）自衛隊の閲覧につきましては、以前から閲覧があったということでは聞いております。閲覧が厳しくなったのは平成18年11月以降でございますけれども、先ほどの質問につきましては、ですから、18年度についても自衛隊からの閲覧の請求はございました。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）それ以前というんですか、例えば15年、16年とかというふうなのは請求があったんでしょうか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）今、17年度はあったということで確認をしておりますけれども、それ以前にも、職員等に確認をしておりますけれども、以前から閲覧はあったということで聞いております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）なぜ聞いたか、以前からあったということなんですけれども、この閲覧請求の問題なんですけれども、この問題は、いわゆる自衛隊に入る人たちが少なくなった。なぜ少なくなったかという、テロ対策特措法が強行されて自衛隊がイラクなどに派兵されるようになったんですけれども、そういう中で自衛隊の応募者が少なくなったということで、自衛隊の広島地方協力本部ですか、そこがそういうふうなことで募集を始めたということなんですけれども、これはただ単に普通の企業が閲覧をする、そして名前を調べるというだけじゃないわけなんですよ。極端な言い方をすると徴兵制度の前倒しみたいな、そこまで危機感というか、そういうふうな問題だと思うんです。閲覧をした職員の方もいろいろと、法で定まっておるから……。この閲覧をするためにいろいろと総務省とか何かも法を変えてきておるわけなんですね。普通だったら、そういうのは個人情報保護法で、外には出せないと思うんです。それをあえて閲覧請求に応じるような法体系をつくってきたわけなんですよ。それで、必ずしもこういう法があるから閲覧を許可させなければいけませんよということはないはずなんですよ。それはその自治体の判断なわけなんです。これは私たちから見ると何か、自衛隊の方から来たから、国の方から来たから、安易に見せたと。ただ名前を見せるだけじゃなくて、住所とか氏名とか生年月日とか、4項目を閲覧させてくれということだったんですけれども、それを閲覧した方は何らかの形でそれは資料として使うわけなんですよ。それを後どういうふうなことになるのか。ここには閲覧された方を承知していないということだったんですけれども、やはりこの問題はただ単に一般の企業というか、普通の企業はこういうふうな、閲覧をさせてくれということとはできないと思うんですけれどもね。できないわけでしょう。例えばどこかの会社が来年卒業する生徒のを見せてくれといった場合はできないと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）一般の企業といいますか、民間でも閲覧はできないことはございません。ただ、条件が非常に厳しいということで、公共性、公益性があつて、その調査をしたものが例えば新聞とかテレビのニュース、それとホームページ等で無料でその資料が提供されるという種々の制限が加わった上で見せるということとはできます。ただ、見せる内容につきましては、先ほどございましたように、お名前とか4項目に限っておりますので、そういう条件の中では使用を制限して見せるということとはございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これは一般の民間でもできるというふうなことだったんですけれども、見せる場合には個人の了解が要るんじゃないんですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）閲覧に係る条件でございますけれども、1つは、国または地方公共団体が法令の定めに基づきまして請求できるもの、それから学術行為あるいは世論調査等々に限定されている、2項目に限定をされて公開ができるとなっていますので、本町におきましてもその要件に合致したものに限定して住民情報について閲覧させているということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）この問題は、閲覧してコピーか何かして多分されたんだと思うんです。今、町長は法的に何ら問題がないというふうな答弁だったんですけれども、私はこれは大変大きな問題だと思うんです。今の憲法を変えて自衛隊が海外へ行くというふうな流れというのは、今は一たん、昨年のようなことはないんですけれども、やはり憲法9条を変えて海外へ行こうと。憲法調査会というのは今でもあるわけですから、そういうふうな一連の流れの中でずっと起きているわけですね。やはりこういうふうな問題というか、これはもう少し危機感というか、そういうものを持って対応してもらいたいんです。例えば高校生だから、直接は教育委員会というか、そういうふうな管轄にはないと思うんですけれども、例えば県の教育委員会に相談をしてみるとか、やはりそういう配慮というか、最低限そういうふうなことは必要じゃないかと思うんです。この問題でも、先ほど言いました、自治体によって、プライバシーのことだから見せないとはっきり言われる自治体もかなりあるわけなんです。全部が全部見せますよとか、そういうふうな態度はとっていないんです。だから、今の、先ほど言いました自衛隊の機密の漏えい問題ですとか、警察もそうなんですよね。やはりかなりの出てはいけない高度な秘密まで出るような状態というのがずっと続いておるわけなんです。ましてこのような、自衛隊の方から見たらそう重きのないようなものだったら、簡単にほかのところに出ていってしまうかもしれないというような危険性があるわけです。それを、名簿をもらった方は氏名、住所がわかるわけですから、直接そういうふうなところに行って働きかけをする、こういうことが可能なわけなんですよね。こういうふうなことについて、やはりプライバシーを保護するという立場も逸脱しておると思うんですけれども、この辺はどういうふう

にお考えですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）先ほどの閲覧のことですけれども、閲覧につきましては、必要な事項だけを書き写して帰ります。コピーではございません。それで、プライバシー等の問題もあるんですが、情報は一方では公開ということもございますので、その辺で基本法の方でもプライバシーの問題と閲覧という問題でこのようなご判断をされているんだろうと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）公開というても、個人のことでですから、当然個人の許可を得るべきだと思います。例えばもし20年度もこういうふうな請求があった場合はどういうふうにされるおつもりでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）現行の住基法上では、さっき言いましたように、公共性の高いもの等々の要件に該当しているものでありましたら、これは公開というよりも、閲覧請求があればそれに対しては応じていくという考え方でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これは拒否することもできるわけなんですよ。実際に多くのほかの自治体なんかでも拒否をしておるところがあるわけなんです。だから、やはり個人情報というものを含めて、もしまたあった場合は、これは拒否してほしいんです。その辺はどういうふうに町長はお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど福祉保健部長が申し上げましたようなとおりで私の方でまた判断をさせていただきます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）判断されるということですが、これは拒否するような方向でお願いいたします。

それと、今の自衛隊の問題なんですけれども、この前、創立記念日ですか、あのときにヘリコプターが何機も何機も騒音という問題だったんですけれども、これは海田だけじゃなくてほかの矢野の方とかそういうふうなところも物すごくやかましい、どうなっておるのかという声がかかなりあったんです。特にあそこは小学校とか中学校とか、教育

施設もありますから、やはり何らかの対応というか、そういうことも要請すべきだと思うんです。今の自衛隊の置かれておる立場というんですか、昨今の事故の問題とか、そういう問題も含めて、騒音対策とかそういうことは要望していくべきだと思うんですけれども、そこはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今いただきました話の要望なんですけれども、そういう記念行事等につきましては休日行っていていただいております。今までの慣例からいきましてね。そのケースによるんですが、海田町の場合は1日間やられるという今までの長年の、40何年間の経歴もございますので、それ以上厳しい方々での迷惑があるようだったら、そういう方向でまた要望していきたいと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）1日だけと言われますけれども、それは1日だけなんです、それをやるのは。でも、そのための訓練というのは1週間とか10日……。

○議長（原田）岡田議員、一般質問の内容に掲載していない事項になっておりますので、内容を変えてください。

○4番（岡田）訓練そのものはずっと1週間とか10日やるわけですから、そこも含めてのことなんです。閲覧請求があつたら適切に判断すると言われたんですけれども、やはりこれは大変な問題なんです。ただ見るとか見せないとかという問題じゃなくて、今のテロ特措法とか、自衛隊が海外へ行くとか、そういう中での問題であつて、これは今、正規の社員が少なくなって非正規の人がどんどんどんどん増えておると。そういう中で就職口がない、そういうふうな感じで自衛隊に入っていくと。そういうのも含めてずっとこれはそういう関係の中での流れなんですよね。だから、やはり、何遍も言いますけれども、もう少し、今年も多分5月か6月ごろにこういうようなことがあると思うんですけれども、もしあつたときには必ず、うちはプライバシーのことで見せませんと。13旅団があるという関係もあるんでしょうけれども、うちはプライバシーのことがあるから見せませんと。そういうふうなはっきりした態度をとってほしいんです。これは広島市とかほかのところは応じていないところもあるわけですから、そういうふうな毅然とした態度というんですか、やっぱりプライバシーを守るという観点から、再度、見せないというふうなお考えを最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（原田）6番、渡辺議員。

○6番（渡辺）6番、渡辺です。2点について質問いたします。

まず1点目に、災害時要援護者支援対策の取り組みについて。平成18年3月に国において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示され、具体的な避難支援計画の策定などの取り組みを市区町村に要請しております。災害時にみずからの身を守ることが困難である高齢者や障害者など、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが喫緊の課題として自治体に求められておりますが、本町ではこの弱者の視点に立った施策についてどのように取り組まれているのでしょうか。

2点目に、公共料金や税金のカード払いの導入について。本町では平成18年度から、曜日や時間を気にすることなくコンビニエンスストアでも納付ができるように改善されたところでございますが、カードで支払いができないかといった住民ニーズに応じて、公共料金や税金の支払いがクレジットカードでできる自治体が増えております。本町においても、さらなるサービスの向上と納付率アップを目的に、カード払いの導入をするお考えはありますか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問に答弁いたします。

まず、災害時要援護者の支援対策についての質問でございますが、災害時要援護者の避難支援計画につきましては、県が策定を予定しております「災害時要援護者避難支援モデルプラン」を参考にし、町関係部署、民生委員、社会福祉協議会などと連携して、来年度に検討してまいります。

続きまして、公共料金や税金のカード払いの導入についての質問でございますが、確かに議員ご指摘のように、クレジットカードで税金等が納付できるようになれば、納税者の利便性は向上するものと考えております。しかしながら、町がクレジットカード会社へ払う手数料が割高なため、費用対効果の面から課題もあり、現段階では導入する考えはございません。今後、他の自治体で導入が進み、手数料の負担が軽減されるような状況になれば、導入を検討していきたいと考えております。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）再質問させていただきます。まず、要援護者の支援対策についてでございますが、今、答弁の方では県の策定に沿って来年度作成していくということだったんで

すが、まず、昨日ですか、ひとり暮らしの高齢者の名簿は掌握しているとおっしゃっておりまして、災害時の要援護者の避難支援ガイドラインにもそのことが示されておりまして、まず、要支援者の情報の把握ですね、やはり名簿づくりといいますか、リストといいますか、これをつくる必要がある。今、答弁がありましたように、来年度からということで、全然そこらはまだ白紙なんでしょうか。今からもう既にそういう名簿の情報の把握を進めておられるかどうか、現時点で。その辺をお伺いします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）災害時の要援護者につきましては、各担当部署で把握している資料を活用していくということで現段階ではしております。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）再質問いたします。まず、名簿の作成を今から検討されているということなんですが、1つ、この制度に対しての情報の活用というのが大事なんですが、それについて、昨年の地震がありまして、その事例がありますので、紹介してみたいんですが、2007年3月に能登半島地震で震度6強の観測をした石川県の輪島市ですか、ここで死者1名、重傷者46名、全半壊した建物は1,599に上るほどの大きな災害に遭われておりますが、その中で65歳以上が約半数を占めているという、高齢化率が最も高い、進んでいる門前町地区というところでは、死者、行方不明者はゼロで、また、地震発生から数時間ですべての高齢者の安否確認がとれたという事例が出ております。それはなぜかといいますと、やはりその地区では日ごろから行政と民生委員ですか、協力して要援護者の情報を把握していたためだったと。ただ、その情報の把握の仕方が、寝たきりの方は桃色、ひとり暮らしの方は黄色といったぐあいに色分けをした、それを書き込んだ独自のマップですか、これが役に立ったと言われております。一方、やはり去年の2007年7月ですか、新潟中越沖地震では、地元の柏崎市、ここでは要援護者の情報はきっちり把握していたんですが、個人情報の取り扱いに慎重だったことなどから、地元と情報共有が不十分で、迅速な安否確認に活用されなかったという、こういう事例も出ておりますので、これからこういう制度を策定されるわけなんですが、やはり名簿をつくっていただいて、それが活用できるように取り組んでいただきたいと思います。既に今、あれは川崎市ですか、昨年12月からスタートしておられますけれども、そこではやはりその活用というのは、名簿をつくって、その活用を要援護者の地元の自治会や自主防災組織、そしてまた民生委員などにその情報を提供して、災害時に町内会などで要援護者の

安否確認や避難支援を行うように活用されておるところがございますので、ぜひ来年度に向けてそういうところをしっかりと研究していただきたいと思いますが、その点についてよろしくお願いします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）要援護者を避難させるとかということは非常にその情報の共有化ということが大変重要なことでございますので、議員ご指摘のように、活用については十分地元と協議しながらやっていきたいと思います。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）今はこの制度というものが要援護者の情報収集と、またその共有を進めていって犠牲者をゼロにすることが目的でございますので。また、災害というのはいつ起きるかわからんです。あした起きるかもわかりませんので、やはり早期に、もう来年といって決めておられるんですが、早期にこれは取り組む課題だと思いますので、ぜひそうしたものをつくられるときには組み入れて進めていただきたいと思います。

それでは、次に2点目の公共料金や税金のカード払いの導入についてですが、今、答弁では費用対効果の関係で、今のところ、導入は考えていないという答弁がございましたけれども、いろいろと全国的にも今かなり進んでおりますけれども、やはり町民の方にはカード払いがよい、またはコンビニ納付がよい、この両方のニーズはあると思うんです。そしてあと、このカード払いをすると、利用者にはカードのポイントがたまる利点がございますね。一方、役所の方では未納者への催促業務というんですか、これを全部カード会社が代行するので、請求書の作成や郵送などといいますか、これにかかるコストというのが削減できる、そういった利点もございます。先ほど手数料ですか、カード会社に払う手数料が多くて費用対効果が悪いとおっしゃっていましたが、今、カード会社に払う手数料の一部をやはり利用者に負担してもらうために、カードのポイント還元分、これを相殺して納税者間の公平を保って導入を進めておられる自治体もございますので、再度その辺を研究してご検討されるお考えがあるかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（細川）議員ご指摘のように、今後こういったカード払いの導入自治体が増えるものと予想しております。他のそういった各自治体の動向を見きわめながら、今後の検討課題としたいと思っております。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は10時30分といたします。

午前10時30分 再開

一般質問を続行いたします。13番、前田議員。

まず最初に、町長の副町長任命その他についてということでお尋ねいたします。今回の副町長の詐欺未遂、恐喝未遂事件に関し、何点かお尋ねいたします。

まず、先の議会においても何回も言ってきましたが、この助役といいますか、副町長はもはや役場の仕事は嫌だということで、定年まで約３年ぐらい残して退職しました。このことについても、自主退職であるとか勧奨扱いであるとか、退職そのものにも不明朗なところがある。いわゆる退職金の上乗せ支払いであるとか、いろいろ言ってきました。このことに対しても町長は一切耳を傾けず、何ら関係はない、あくまでも自主退職であると言ってこられました。さらに、副町長同意の案件に対しても、人格高潔にして見識豊かな人物であると説明されておりますが、人格高潔な人がこのような事件を起こすのか。今まで町長の言ってきたこの説明がでたらめであったことのあかしでもあろうかと思います。初めにも言いましたように、役場の仕事はもう嫌だということで、仕事をする精神状態になかったのではないかと思います。そのことが気晴らしにというか、そのためにということでマージャンに走ったり、一獲千金の夢に走らせ、株の取引等に進んでいったのではないか、このようにも思います。これについて町長はどのように考えておられるか、まず尋ねるものであります。

また、この職、すなわち副町長としての技量そのもの、仕事そのものが無理であったのではないかと。すなわち、見識豊か、これも嘘であって、副町長職が重荷になり、場合によっては精神安定剤とか薬物に頼らなければ仕事ができない状態にあったのではないかと。また、仕事のことが気になって、家に帰っても十分な休息がとれず、いろいろな要因が重なってこのたびの事件に走らせたのではないかと。そこで、職員の休息、すなわち時間内における小休止というか、休憩そのものがどのようになっておるのかを尋ねるものであります。

次に、このたびの事件に利用された医療受給者証ではありますが、どのようにして持ち

出されたかということであります。すなわち、どこか保管庫にあったもの、書棚とかにあったものを勝手に持ち出したとすれば、窃盗罪にもなるのではないか。起訴そのものにはありませんでしたが、窃盗罪に当たるのではないか。また、地方公務員法32条、上司の命、こういうことありますが、それを利用して持ち出したとすれば、職権の乱用に当たるのではないか。これについて町長はどのように考えておられるか、お尋ねします。

あわせて、このような書類がどのように今回の場合は持ち出されたのか、それについてお尋ねいたします。

あわせて、いろいろな書類もあると思いますが、その管理状態というか、どのようになっているのかを尋ねます。

12月議会において緊急質問でも町長の任命責任を問う中で、一般職理事として採用した者を特別職である助役、現副町長の職であります。この者に助役、すなわち副町長の決裁をさせるということは、何回も言ってきましたが、地方自治法162条に違反するのではないか。いわゆる助役職の仕事は議会の同意案件であるということですが、これにも町長は頑として耳を傾けることはありませんでしたが、再度この件についてお尋ねいたします。どのように考えておられるのか。

また、その12月議会においては町長の任命責任として、町長報酬の30%カット3カ月という条例改正案が出されましたが、副町長の罪状がまだ決定していない、まだ余罪があるのではないか、あるかもしれないということで、罪状が決定してからでも遅くはないんじゃないか、町長処分は罪状が決定してからでよいのではないかとということで、否決されました。その後、詐欺未遂罪が増えております。また、先ほど言いましたが、罪状にはありませんが、場合によっては窃盗罪、職権乱用罪、いわゆる地方公務員法32条違反、これらもあるのではないか。そこで、町民の皆様から聞く声の中に、町長の処分内容として、町長の任期中報酬全額カットとか、50%1年間カットとか、30%1年ぐらいカットするべきではないかというような声をいろいろ聞きますが、町長はみずからの責任のとり方、処分はどのようにするのかをお尋ねするものであります。

質問の通告書の中には入れておりませんが、町長の副町長任命責任その他ということで、今回のこの事件について、一番の被害者は当の職員であるということを考えます。ここには書いておりませんが、町長の弁をお聞かせ願えればと思います。この職員こそが一番の被害者であって、自分のとった行為が正しかったのかどうなのか、要するに、

心が純真であればあるほど、またまじめであればあるほど、その責任の念というか、責任感に迫られるというか、いろいろな念に駆られるのではないかと思います。そこで、町長に尋ねるわけですが、ほとぼりが冷めるまでというか、あるいは若干本人の気持ちが落ちつくまで他の近隣の自治体に職員交流、出向というか、そういう形でどこかにお願いするとか、あるいは民間のいろいろな施設にでも、職員研修、いろいろ名目はあろうかと思いますが、そのような形で出向あるいは職員交流をさすお考えはないか、お尋ねいたします。

次に、公の施設の管理体制ということでお尋ねいたします。過日、町民センターにおいて夕方、玄関のドアを壊す事故がありました。そのとき、町民センターには管理人はだれもいなかったというふうに聞いております。けが人等が右往左往、わいわいするばかりで、救急車も呼べなかったというふうに聞いております。こういう施設、特に町民センターについて、なぜこういうような状態になったのか、その理由をお尋ねいたします。

あわせて、こういう公の施設すべてになりますが、今回の町民センターに絞られてもいいと思いますが、休日・祭日あるいは夜間等の緊急時の即応態勢、火災とかいろいろなことがあろうかと思いますが、その即応態勢はどのようになっておるのかということでもあります。

次に、職員の服務規程ということについてお尋ねいたしますが、ここでは水道工事というふうに書いておりますが、下水道工事の間違いでありますので、最初に申し上げておきます。過日、下水道工事において付近住民より苦情が出て、その作業が中断したということで、業者が大変困って担当課に相談をしたところ、上司が部下に対して、その対応に、現場あるいはその家に行くように指示をしたということでありますが、その部下は私は行かないよということで、上司の命に従わなかったというふうに聞いております。こういう職員の指揮命令系統はどのようになっておるのか、これをまずお尋ねいたします。

また、そのような場合の対応措置というのか、言うことを聞かなかった場合であります。この辺はいわゆる地方公務員法31条、いわゆる職員の服務の宣誓に関する条例第2条、ここらにも違反するのではないかとということでもあります。これはどのように扱うのか、あるいはまた、このあたりの規定によりますと、地方公務員法27条あたりから39条、あるいは場合によっては40条、この辺にも抵触するのではないか。このような職員

は、考えようによっては要らないのではないかとということです。この辺も、通告の中には入れておりませんが、上司の命に従わない職員は要らないのではないかと、この辺を町長はどのように考えるかということです。少なくとも職員は町民すべてが税金という名のもとにお金を出し合って採用しておるわけでありまして。すなわち、職員は町長に雇われておるのではなく町民に雇われておる、このように考えるべきであろうと思いますが、そのあたりについても町長はどのように考えるかをお尋ねいたします。

次に、医療費の節減ということです。先の新聞、テレビで、呉市においては後発薬品、ジェネリック医薬品ともいうようではありますが、その使用を推進するという、それによって薬価が最大で7割程度の削減が可能であるというふうに新聞に書かれています。昨今の医療費の増大する中で、少しでも安くつく方法があるならば、それを検討しない手はないのではないかと。呉市においては、薬効を二、三カ月かけて分析、調べて、その差異のないものを患者、すなわち病院等を利用される方に紹介するとされております。本町においても急ぎ考える時期にあるのではないかと。医療費の高騰等を考えると、急ぎ取りかかるべきではないかと考えます。福祉厚生委員会においても何回か私は言ってきましたが、この安い薬価を使うよう対応できないのかということで尋ねておりますが、明確な答弁が返っておりませんが、ここで重ねてお尋ねいたします。

次に、放置自転車についてであります。自転車の放置区域が設定されてから久しいわけではあります。その後、放置自転車の状況あるいは放置自転車の増減ということの状況はどのようになっておるのか。

あるいはまた、放置自転車の放置台数そのものはどうなっておるか。あるいは、保管の期間についてお尋ねいたします。

あわせて、保管に要する費用は年間どれぐらいかかっているのかをお尋ねいたします。

最後になりますが、巡回バスについてお尋ねいたします。過去に何度も言っておりますが、巡回バスを小型化して三迫2丁目、3丁目、そして国信2丁目、このあたりも走らせないかということで、この辺の住民からも随分多くの方から、うちの方にもバスが欲しいという声があります。車メーカーに聞いてみましたところ、15人乗りのバスといえますか、車2台、そして10人乗りの車1台、合計3台で約1,000万円で買えるということです。今後も長くこの巡回バスを運行するのであれば、先にも言っておりますが、長く続けるのなら、1,000万円の投資は決して高くはないと思います。やめるのなら、

ら、100万円の投資でも高いのではないかなというようなことも過去に言ってきております。町長はあくまでも今の大型バスに固守されておりますが、なぜそれに固守しなければならないのか、これをお尋ねしてみたいと思います。

あわせて、今言いました15人乗り程度の車で十分間に合うのではないかな。1回の利用が十二、三名ということでもありますから、あるときには30人ぐらい一遍に利用されるかもわかりませんが、そういうことはそんなに回数はないと思います。何とか小型化して国信2丁目、そして三迫2丁目、3丁目あたりの住民にも同じように、これも何回も言ってきておりますが、税金をいただくわけですから、町民を公平に扱うべきではないかな、こういうふうに言っておりますが、これの答弁も返っておりません。町民皆公平に扱うべきであろうと考えます。

以上、お尋ねするものであります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。

まず、副町長の任命その他についての質問でございますが、1点目のマージャン等について、どのようなうわさがあったかということは承知しておりません。

次に、2点目ですが、一般職につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則によって定められておりますが、特別職につきましては、規定上拘束する定めはございません。

3点目につきましては、受給者が死亡したことにより回収された受給者証をその保管場所から前副町長が無断で持ち出したものと思われまます。

4点目でございますが、各所属において、重要書類につきましては施錠されたキャビネット等に保管することにしております。

5点目の私の責任についてでございますが、佐中議員に対するご答弁で申しましたとおり、判決が下り、刑が確定した段階で判断したいと考えております。

続きまして、公の施設の管理体制についての質問でございますが、議員ご指摘の事故は、日曜日の16時20分ごろに発生しましたが、現場には管理人がおり、消防・警察や町民センター所長への通報を行うとともに、けが人への一時救護や、破損したガラスの片づけを行っております。

次に、こうした場合の即応態勢でございますが、夜間・休日にかかわらず、職員の緊急連絡網を使い、直ちに現場に赴くなどの対応をしております。

続きまして、職員の服務規程についての質問でございますが、下水道工事等を進めていくには、いろいろな問題が発生いたします。これらを解決するためには、過去の経緯や対処法など、職員間での意見調整は必要不可欠であると考えております。今回ご質問の件でございますが、住民の苦情に対する対応策について検討していた中でのことで、上司の命令に従わないということではございません。

続きまして、医療費の節減についての質問でございますが、後発医薬品の普及には、処方せんの段階で後発医薬品が選定されることが必要であると言われております。呉市においては現在、レセプトを電子データ化する技術を活用しながら、先発医薬品と後発医薬品の照合を行うシステムを構築中であると聞いております。本町におきましても、後発医薬品の普及は医療費抑制につながる手段の1つであると考えておりますので、呉市における導入状況などの動向を見ながら研究してまいりたいと思います。

続きまして、放置自転車についての質問でございますが、1点目については、海田市駅周辺で自転車等放置規制区域を平成4年に指定し、現在に至っておりますが、区域内の放置自転車については一定の抑止効果が出ていると思っております。

2点目につきましては、今年度は区域内・区域外合わせて平成20年1月末で76台となっております。また、移送した自転車は6カ月間保管し、引き取りの申し出がない自転車は処分いたしております。

3点目につきましては、放置自転車がありましたら、警告のビラを取付け、その後、中店保管所へ運搬し、保管期間の過ぎたものは、保管所から処分のための大型車が進入できる場所に再度運搬します。作業はすべて職員で行っております。費用につきましては、1台当たり概算で約1,000円くらいと考えております。

続きまして、循環バスについての質問でございますが、1点目については、これまでお答えしましたように、国信2丁目の団地につきましては、芸陽バス株式会社と現地を確認しましたが、道路の幅員が狭く、勾配が急であるため、循環バスの車両では通行できません。したがって、現在の運行形態でのこの地区への乗り入れは困難であると考えております。また、三迫2丁目、3丁目につきましては、町道6号線の道路整備が進むとともに、回転広場が確保できれば、ルートを延伸することも検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、これもこれまでお答えしてまいりましたように、昨年4月からの本運行移行後の1便当たりの平均乗車数が15人以上であることから、小型バ

ス1台では多くの積み残しが出ることが予想されます。このため、現在のサービスを維持するには、最低でも車両を二、三台は確保する必要がありますが、この場合、運行に係る経費は現在よりも高額になるため、バスの小型化は困難であると考えております。

3点目につきましては、循環バスは、その運行目的や車両の問題等から、町内すべての地域を回することは不可能なため、地域によってサービスに格差が出ることは十分承知しております。ただし、現在の循環バスのルート等を設定するに当たり、2年間の実験運行における各種の検討結果を踏まえ、限られた財源の中で可能な限り多くの町民の皆様に利用していただけるよう配慮してルートを考えております。

4点目につきましては、本運行以降後、すべての月において利用者が前年度よりも増加していることから、循環バスが町民の足として定着したものと考えております。今後ますます高齢化が進むと同時に、環境にも優しいまちづくりが求められる中で、公共交通機関である循環バスの意義はさらに深くなると思われますので、財政状況が許す限り、運行を継続したいと考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、副町長問題であります。最初にも言いました、通告書には特に書いておりませんでしたけれども、この職員の扱いということで、出向あるいは研修という名目、これについての考えはどうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、昨日の議会で議員の皆さん方にもお話ししておりますように、確かに研修の余地はあるというふうに考えていますので、それらを検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、こういう文書が来たときに、恐らく相当動揺といいますか、そういうものを警察に届けるという決断をするまでには相当の、何といいますか、覚悟というか、そういうものが要ったのではないかと、そういうふうに私は想像するわけですが、こういう職員こそがすばらしい職員であろう、こういうふうに思うわけです。ですから、まさに将来海田町をしょっていく職員である。こういう職員こそ大切にすべきではなかろうかと。我々が最初にこのニュースを聞いたときに議員何名かの者が、変わったことが起きねばいいがということを一番先に心配した、こういうことなんです。町長の今の対応でどうなのか、ほんまに急ぎやらないと、精神的にも重荷になったり、そのことが

本当に、先ほども言いましたが、これでよかったのかと。本人がまじめであればあるほど、そのことが重荷になるのではないかと思います、それについて町長はどう思いますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、人間のやっぱり今後のいろんな将来性も考えて、担当課長とも話しながら、この問題について十分に注意をしながら対応させていただいております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ちょっとそれますが、まず、退職金問題ということで、昨日も佐中議員からも出ておりましたが、退職金は、総務部長の答弁だと「できる規定」とであると。確かに私も退職のあれを読んだのにはそういう「できる規定」ということでありますが、その中に、私の記憶違いなら、そのようにまた答えてもらえればいいと思いますが、在職中に起こした事件というものについては5年間さかのぼることができるんだよと、こういうふうに記憶しておるわけです。ですから、総務部長時代、今、単純に計算しますと、退職されて約3年ですね、当の副町長は。ですから、5年間だから、まだ十分さかのぼるだけの時間があるのではないかとということで、総務部長というか、町職員として働いたそのものの退職金をも返還を命じることができるのではないかと、このように考えますが、それはどうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）昨日も総務部長から答弁いたしましたように、今現在公判中でございまして、司直の手でいろんな判断が出ると思います。それに従って判断をしたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の起訴在職期間という解釈でございしますが、これは今の退職金が払われるに於いての起訴在職期間ということだろうと思います。それで、これから判断されるのは、この事件の発生等がその在職期間のものであるかどうかということ退職手当組合の方で判断されることになろうかと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）いわゆる在職というか、退職前5年までというふうに、その辺は後の罪が確定してからであるということですが、まずそれについて、先ほど町長の答弁

の中で、本人は勝手に持ち出したものであるということで、そういうことになれば、私も先ほど申しましたが、窃盗罪が当然成立するわけです。物がどれほど重大なものであるかないかは別として。ですから、今後の職員に対する、見せしめというのもおかしいんですが、そういうことの規律を正す意味からも、これについて窃盗で告訴すべきじゃないか。このたびは詐欺未遂、恐喝未遂、あくまでもこの2つということでありましたが、どうなんですか、その辺について。そういう文書を勝手に持ち出すと。この次にもまた言いますけれども、一問一答じゃから、やめておこうか。告訴ということで答弁を。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど申し上げましたように、この問題は今我々の手から離れて警察とか裁判所の方で今そういう公判中でございますので、それによって決まると思っていますので、今のところ、私が告訴する考えはございません。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）軽易なものというか、それほど重要でないものかも知れません。医療受給者証、既に用事が済んだというか、その人も亡くなられて、おられないわけですから、言いかえれば、必要のないものであるかも知らんけれども、勝手に持ち出させんというところにも問題があるし、持ち出したということに、そこに問題があるんだと。だから、窃盗として十分成立すると思うんです。だから、その判決のものを見る云々というのと話が合わないんじゃないかと、私はこういうふうに思うんですが、それはそれとして、またほかの書類も含めてスチールのケースとか何か、ロッカーに入れておるということですが、その管理体制というのか、例えばかぎ、複数の者で管理するとか、どこかそこら、机の横の方にくぎでも打って、ばらばらと並べてかぎをぶら下げておいて、これはどこのロッカーのかぎですというようなことをいうて、わからんようになっちゃいかんということで名前をつけるというのか、札をつけるというのか、そういうことでやったのでは、何ぼ金庫に入れても、金庫のあけ方を書いたものを横に置いておいたんじゃ何の意味もないんじゃないかというふうに考えますが、その保管の今後はどういう体制をしくのか、そこらが単にロッカーに入れるとか何かというような言い方だけでは、スチールの中に入れる、何ぼ金庫の中に入れても、今言うたように、かぎのあけ方が横に説明書がついておるんだから、くぎを打ったかぎにどこのかぎですというて書いておるんだから、全く意味がないんじゃないかと。その管理をどうやっていくのか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）昨日もその件についてもいろいろご質問があったり答弁をしたわけですが、必要のないもの、放棄せにゃいけんものについてはシュレッターとかという方法だったり、また、管理に対しましても、やはりそういう役所のシステムが十分にできていますが、中でもそういうことが起きたということについての反省を踏まえて、今後そういうことについて真剣に取り組んでいきたい、こういうふうに思っています。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）それから、先ほども言いました地方自治法の件なんです、162条ということで、助役の選任ということで、そのときに町長、これは何回も尋ねておるんですが、一般職として採用しましたということよね。これは間違いないわけですが、その中に町長が、海田町事務処理決裁規程というのがあるわけですね。この一部を改正しておるんですが、これが平成17年5月1日に施行しておるわけですね。事務処理決裁規程の一部を改正されておるんですね。この中に助役とあるのは理事と読みかえて適用するものとする。附則、この訓令は17年5月1日から採用すると。だから、先ほども言うておりますが、地方自治法の違反なんですと。あなたは最初から一般職たる理事を助役の仕事をさす目的で採用しておるんですよ。助役の仕事をするとは、言うたでしょう、議会の同意案件なんですと。違反じゃと思うていないという答弁が返っておるんです。これは再度尋ねようと思いますが、5月1日、これは日曜日なんです。17年5月1日はね。日曜日なんです、私は記憶しておるんですが、5月1日日曜日から理事を採用しておるんですね。そして、この附則の訓令の施行は5月1日同日。だから、今、重ねて言いますが、助役の仕事をさす目的でもって理事を採用しておる。どうなんですか、そこは。違反じゃないんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今、助役の決裁を理事にさすような規定の改正をしたという件でございますが、これは町の事務は全部町長の事務でございます。この事務を部下に専決さすという規定がこの事務処理決裁規程でございます。ですから、これを町長の名においてそれぞれ部長なり理事なりに専決をさすというものでございまして、これは地方自治法上には明定をしてございません。これは町長が専決を部下にさせて、最終的には町長の名においてすべての責任を負うというものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そうすると、逆らうようになるんですが、すべて町長の処分なら、1人

でやればいいんです。何で町長不在のときは助役が代わってやるんだと。助役が代わってやるときには、この決裁規程の中にあるでしょう。助役不在のときには総務部長がやりますと書いておるんです。総務部長不在のときはほかの部長で、要するに古い人といえますか、古参の人がやりますと。このように書かれておるんです。だから、不在の助役のときに総務部長が当たれば済むことです。それを一般職として雇うた理事にやらすのは、嘘じゃないですか、あんた、そこ。その場逃れの言い方じゃないですか。どういうことなんですか、それは。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）これは、もし理事の職がなければ、ほかの者が専決をするということになりますけれども、今の事務処理決裁規程の中において町長が専決者をだれにするかと決めれば、その者が専決をするということでございます。町長が不在のときに総務部長というのは、これは法定代理の話で、町長が不在のときには助役が、今は副町長ですが、副町長が町長の代わりをするというものでございます。副町長がいない場合には総務部長が町長の代理をするというもので、これは専決とはまた違うものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）こんなことに時間をかけておってもしょうがないんだけどね。その仕事をやらすために一般職として採用しておるんですよ。一般職は助役の仕事はできないんです。そこが部長、答弁が間違っておるんだよ、私に言わすと。私の言うのはそういうことじゃないんです。それをやらす目的でもって採用しておるじゃないかということ言うておるんです。だから、目的はその前にあるんです。私に言わすと、あなたの答弁がずれておるんです。その辺がおかしいんです。だから、今言った、一般職に助役の仕事をさすこと、いわゆる現副町長なんです、その仕事をさすことはできないんだと。だから、当初からその目的でもって採用しておるから、地方自治法違反だ、こういうふうに言うておるんです。そこらのところがわかってもらうか、もらわんか、言うても水かけ論になってしまうんじゃないかと思います。それは今のようなことで、どうして逃げたろうかぐらいのことしか考えておらんんじゃないから、何ぼ言うてもしょうがない。だから、それはもう終わりますが。

次の、行ったり来たりになるのかもわからんけれども、バスの件なんです、芸陽バス等の担当はどなたか知りませんが、一緒に回ってみたとかどうかということですが、先ほども言いましたが、現運行の車両での考えだから、だめなんですと。こういうこと

だろうと思うんです。ですから、先ほど来言うておりますが、車両を小型化しなさいと言うておるんです。それで、先ほども2台というのは、これは仕方ないかもわかりませんが、現在は右回り、左回りで、1時間に1回、だから、右回りに乗ろうとすれば2時間待つんです。だから、当然利用者数も増えるであろうと思うわけですが、これも個人的にあるタクシー会社へ聞いてみたら、15人乗りの車を走らすのなら年間600万もあれば十分ですよと、こういうことなんです。そうすると、2台が同時発車。あんたは右へ行け、わしは左へ行くよと。そうしたら、右回り、左回り、1時間に1回来るんです。年間1,200万です。高くつくものと安くつくものというのは、どこからそんなあれが出てきたのか、よくわかりませんがね。車両台数が必要なんだ、どうなんだと。だから、あなたたちは何かそこらを行き当たりばったりの答弁をしておったんですね。それから、何か芸陽バスのどうやらで競合するからだめだとかね。バスと競合するのなら、新開蟹原線、これもバスが競合しておる。それから、もちろん旧道、県道273かな、何ぼかな。場所が変わりますので、号数が違うかもわからんのですが、いわゆる役場の前。そういうふうにして、号数が違うから、わかりませんが、バスと競合するとか何とかと。単なる言い訳にしか聞こえないんです。本気でやる気というか、本当にすべての町民の利便性を考えていない。だから、町長の答弁にあるように、多少の不公平が出るのはしょうがないんだと。格差は仕方がない。不公平じゃない、格差ですかね。最初からそういう考えでやっておられるんです。いかにしてその格差を少なくするか、町民を公平に扱うてやろうとかというような考えはないのかと。だから、車を小型化しなさい、こう言うておるんです。どうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この循環バスの問題も、実験運行から2年余りやらせていただいておりますが、運輸局の方からのいろんな補助をもらったり、実験運行のときにいろんな検討会を何遍もやらせていただきまして、町内の公共施設に利便性を与える、例えば足の悪い人なんか近くで、そこのバス停までは歩いていただきながらも、利便性を踏まえるということですが、今、各、府中とか坂町にも循環バスがございます。地理的な問題とか、現在、海田町の国道2号線、また町道、県道、それから31号線、あらゆる路線があるわけですが、それらを勘案しながら、審議会の方でいろいろ協議をいただきましたら、今日の決定ルートになったというふうに判断していますので、今、前田議員がおっしゃるように、どこにもここにもということにもなりませんし、また、そういう運輸局との

いろんな調整、芸陽バスとの調整を含めて判断をさせていただいております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）それじゃ、また次に行きますが、いわゆる後発医薬品ということで、これは急ぎ検討する時期にあると思うんです。よそのを見てから考えよう、俗に言う猿まねか何かようわからんけれども、そうじゃなしに、やっぱりこういうものを、今何ぼですか、今度は新年度予算で約20何億、それは後期高齢者保険やら何じゃらあれこれ入れておると恐らく四、五十億ぐらいの保険関係というか、医療関係に要ということになっておるんです。これが最低でも3割は安くなるというんですから。物によっては最高で7割安くなるというんですから、これは猿まねじゃないが、よその状況を見て判断することじゃなしに率先してやるべきじゃろうと思うんですが、どうなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この医薬品の問題につきましては、呉市が先進としてやっておられます。そういうことも、近くにそういうふうな先例がありますので、すぐにでもまた調査をしまして、今ご指摘のように、取り入れるものがあれば早くしたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）それと、先ほどの下水道の、上司の命に従わなかった、こういうことなんですが、町長は確認していないんじゃないと思うんですがね。こういうところですから、あえて名指しではやりませんが、もしわからないということになれば、後刻直接言いますが、そういう事実は現実にあったんです。町長はなかったという答弁でしたがね。担当部署、下水道、把握しておるのか、しておらないのか。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）おっしゃられるとおり、下水に対しての苦情が来ましたときに、その対応策を考えるときにそのような話が出てきたということでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ということは、確認しておるというふうに理解していいというんだと思うんですが、先ほども言いましたが、町長、町民が税金という名のもとにみんながお金を出し合って職員を雇っておるんですね。だから、言いかえれば、業者が請負で工事をやっておるとしたとしても、これは公共工事だからね。そういう公の仕事の代理執行者なんですよ。いわゆる公務、どういふのか、その妨害というか、こういう仕事を邪

魔するということは、そういうものの邪魔をするという、どう言うのかな、ど忘れした。そういうことで、職員がそういうことで、あなたたちに代わって仕事をやろうとしておるものを、おまえが請け合っておるんだから、勝手にやれよと、そういうことでは困るんじゃないんですか。より以上にあなたたちのいわゆる協力者じゃないですか、業者というものは。そして、あなたたちのそういう仕事を手伝ってくれる人だから、率先して走って行って、仕事がよりしやすくする、それがあなたたちの仕事じゃろうと思うんですが、それについての考え、町長が考えるか、総務部長が考えるか、だれが考えるか、代表として。当然業者に、はってでも走って行って、速やかにより安く仕事がいいものができるように協力するのがあなたの仕事じゃと考えるんですが、どうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員ご指摘のとおり、下水道工事においてそういう対応策の中で問題が出てきたというのは我々も認識しております。今言われるように、業者に対してもいわゆる安くそういう状況ができるように、我々も指揮監督というか、工事の指導監督を行っております。そういうことについては十分にまた気をつけてやっていきたいと思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）もう一つ、今の件で、そういう職員に対する指導、教育というか、ペナルティーというか、何か対応策を考えるのかどうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）地公法で言う32条、上司の命令に従わなかったということではこれはいけません。というのが、今言ったように、業者とも含めて検討する中で、非常に難しい問題の中で、いわゆるニュアンス的にそういうふうにとられたというふうに思っております。ですから、上司の方が命令して、従わなかったということではないと考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）終わりますが、上司の命に従わなかった、いわゆる地方公務員法32条違反、これは間違いないと思いますが、最後に、先ほどの助役の件でもう1回1つ聞きたいと思うんですが、12月3日ですか、いわゆる逮捕されたということで、任意同行ということの中でマスコミ、新聞、テレビ、そういう人がどんと役場に詰めかけてきた。そのときにいろいろ取材、もちろんそういう、どこの方ですか、どなたですか、女

性ですか、男性ですか、住所は何かというていろいろ聞くだらうと思うんです。恐らく総務部長、総務課長あたりが対応したのであらうと思うんですが、一部のテレビにはテロップというのか、字幕で名前まで出たというんですよね。そこらは今、先ほど来いろんな質問・質疑の中で出ておるんですよ。個人情報がどうかプライバシーがどうかと言うておられるあなたたちがぺらぺらぺらぺらしゃべり上げておるんですよね。どうなんですか、ここらの職員教育。町長、これらも含めて考えにやいかん。二度とこういうことはあつてはならんとは思いますが、ここらのところで必要以上のことをしゃべっておるわけだ。これは、先ほども言うております、本人からしたら、情けないというか、どれほどね。我々もこの心考えたときに、これは大変な決断でそういうところに訴えて出たらうと思うんです。それには相当自分も悩んだんじゃないか、相当いろんな嫌悪感というのかどうなのか、わしもわからんけれども、相当悩んだと思う。だから、心の荷というか、そういうものは大変なものがある。だから、こういう職員こそ、先ほど来も言うておりますが、大事にしてやらにやいかん、かわいがってやらにやいかん、こういうふうと思うわけです。だから、ぺらぺら住所じゃ氏名じゃをしゃべる、このことについて最後に聞くが、今後どのようにそこらを職員教育していくのか、総務部長でもいいし、人事の方でもいいし、町長でもいい、最後はちゃつと言うてください。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）この件に関しまして、いろいろ情報が出たという件でございますけれども、1つ整理させていただきますと、我々の方から名前、住所等、一切公表した事実はありません。それは事前にマスコミの方に出まして、我々もびっくりしまして警戒したところでございます。警察の方からもおしかりを受けたようなところがございしますが、我々の方から出た情報ではございません。しかし、職員が取材を受ける中でいろんな情報がマスコミの方に入ったかも知れません。そういう件につきましては重々に注意をしまして、厳重な情報の提供・管理に努めたいと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）最後ですが、町長、先ほども何回も言うておりますが、出向とか研修ということでよろしく願いしておきます。要望で終わります。

○議長（原田）12番、崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。町長の責任についてですが、副町長の事件に関しての任命責任の分は佐中さんと先ほどの前田さんと同じような答弁が返ってくると

思いますので、これはお答えはいいです。

2 番の新庁舎建設について、議会や住民の皆さんの意見等を聞く前に自分（町長）の考えを主張されるのは、町民の最高責任者として好ましくないと思うが、どのように思われるか、問うものでございます。

大きな 2 番の、現在、用地の交渉は行われていますが、行政の考えが地権者によく理解されていないと思います。地権者と話し合い、納得をしてもらい、予算計上し、発表されてはと思うが、どのように思われるか、問うものでございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）崎本議員の 2 点目から答弁をさせていただきます。

町長という責任ある立場にあるからこそ、自分の考えを明確にお示しし、それに対する議会や町民の皆様からのご意見やご提案に真摯に耳を傾け、最終的な判断を行うという姿勢が大切であると考えております。したがって、新庁舎の位置につきましては、これまでも繰り返し申し上げましたとおり、本町の玄関口であり、まちの活性化につながる駅南口東街区が最も適しているとの町長としての考えを表明したものでございます。しかし、庁舎の位置は町民の皆様の生活と密接にかかわりがあることから、議会をはじめ町民の皆様のご意見をお伺いしながら最終的な判断をしてまいりたいと考えております。

続きまして、用地交渉についての質問でございますが、用地交渉は、実施する事業の内容や現地の状況により、用地買収、物件移転補償及び借地等の方法で事業用地を確保することが前提となっておりますが、関係地権者の方に事業内容を説明し、理解を得た後、予算措置を行うよう心がけております。議員ご指摘の件でございますが、今年の夏に地権者の方々に事業内容の説明を行い、予算のめどが立った時点で具体的なお話をすることで承諾をいただきました。町といたしましては、来年度事業として予算計上も行い、事業を進めようとしておりましたが、予算の絡む問題でございますので、早期に地権者に連絡することができませんでした。しかし、事業用地が稲作地であることを考えますと、耕作シーズンに入る前に地権者の方と事業実施についての連携がとれなかったことは、耕作に対する時間的な配慮に欠けていた部分があると反省しております。今後は対象用地の利用状況をいま一度考え、対応してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）新庁舎問題のことですが、私もこの前、愛知県の西尾市やいろいろと、企画の人と、三原市も行ったんですが、私が町長に言うのは、まず、どこも最初に、庁舎移転が絡んだ場合は、今の西尾市へ行っても、もう決まっておっても、一応こういう簡単なアンケートでもありますので、町民の意見を聞いてから町長の考えを言われるのが私は筋じゃと思います。だから、町長の言われるのは、自分が最初、先にこの問題を、自分にあそこが適当だと言われるのは、私はちょっと筋が違うと思うんですが、その点についてもう1回答弁してください。まだそれであれじゃったら、私は皆あれしますので、もう1回答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、再三特別委員会等で申し上げておるとおりでございますが、たとえ町長としても、勝手にそこを先行してできるということは到底申し上げておりませんし、そのためにも、地権者もあることだし、JRのこともありますし、また、町内の候補地の選択も庁内の審議会でもやりました。必ずこれは議会認定もあります。そういうことを頭に置いて、いろんな話を町民の方から聞かれる中で、そういう駅前開発も含めて私は町長としての考え方を示したわけございまして、改めて町民にも今、アンケートのお願いをしております。また、各いろんな団体との折衝のときの会合につきましてもいろんなことが出てきますので、正式にこうだということは言えませんが、そういう形で皆さんに理解をいただくように努めております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は言いとうないんですよ。言いとうないんですが、先ほど全員協議会で、副町長を座長として駅前の千葉倉庫のところへこういうものを建てた、こういう構想があると。先に全員協議会のときに、180何万の設計委託料を出して青写真を出されたということは、これは町長の意見、税金を使って、私は不公平だと思いますが、それに対して、これは町長の大きなミスだと私は思いますが、その点に対してはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにそういうものを出していただきましたが、これは懸案の駅前開発に係るいろんな諸問題を考慮しながら、千葉倉庫の前の社長さんと私は何回かの折衝をした中で、それじゃ、海田町は何を考えておるんかと。もしあそこに行く場合、何を考えておるかという話が出まして、それでは、ひとつ将来展望と、やっぱりまちの希望とかを皆さん方に示す1つの案をつくってみようということで、それを策定させていただき

ましてつくったものでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）つくる前に、なぜこういう懸案があるということを、1回でばさっと出さんと、3月の予算委員会でも何でも、そのときにちょっと言われたらどうですか。私はそこを言うんですよ。副町長のそのときの説明で、あそこへパチンコ屋が来るんじゃないから、海田町に対して景観が悪いから、先に先行取得をするという答弁がありましたよ。そういうことは全然改めるべきことじゃないんですか。私はそこを大にして言うんですよ。庁舎のこれにも書いてあるでしょう。町では円滑な庁舎移転整備に向けてと。だから、円滑な方法をとられりゃええんですよ。なぜ185万になったってやるんじゃないかって、公平によその候補地も何でこういうものが建ちますと表示されないんですか。これは公平じゃないでしょうが。なぜ、パチンコ屋が来るんじゃないから、来たら景観が悪いから、先行取得すると。そういうことは町長が前もって言うことじゃないでしょうが。私はそこを声を大にして言うんですよ。庁舎移転問題でしたら私は何も反対しませんよ。ただ、やり方、手法に対して矛盾しておるから私は言うんですよ。町長の意見を言われるのはいいんですよ。その順序というものが矛盾しておるから、こういうことは改めなきゃいけないんじゃないですかということを言いよるんです。でしょう。もう1回答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにこの駅前構想というのは、私も議員になりだち、20年も前にあったんですが、駅前文化ホールをつくるということで議会も研修にも行ったり、いろんな冊子も今でも残っておると思いますが、1,000万ぐらいかけて構想を、いろんな計画をさせていただいて、議会でいろんな協議をして、東北のバッハホールとか、瀬戸田のベル・カントホールとかいろんなところを見ていきました。そのときも特別委員会をつくってそういうことの経緯もございますが、やはり何かで形のものをある程度お示しするということが必要じゃないかという判断のもとにさせていただいて、結局、今、崎本議員がおっしゃるように、前後、それが違ったんじゃないかというご指摘もあるんですが、その点についても反省もしておりますが、今後、今こうした中で皆さんと一緒にこの場所の選定をするために協議の場を持っていただいて、特別委員会でいろんな議論をいただきました。そのつもりで、町民のアンケートを踏まえて今からやっていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は町長とともに都市審議会で委員としていろいろ研修も行きました。

地元の皆さんとも一緒に行きました。それを生かして、町長、あなたはもう議員じゃないんじゃないから、町長じゃから、それをわきまえて、議員の立場も住民の立場もちょっと切りかえて、議員と同じような立場で答弁をしたり何かされるのは、私は町長として軽率じゃと思いますよ。だから、町長の気持ちを切りかえて、あなたは町民の代表。執行権を持っておられるんじゃないから、もうちょっとそこを町長として自覚を持ってやってもらったら私は結構じゃと思います。町長、そこをわしは言うんですよ。悪いじゃ、ええじゃ言うんじゃないんですよ。そういうやり方をされないから、議員の皆さんも……。わしははっきり言いますが、私は条例でも何でも反対じゃないんですよ。説明不足だから。大体こういう決めることは全員一致で可決してもらうのが、町長は執行部の立場じゃから、いいでしょうが。だから、それを十分説明して、議員の立場に、町長も議員をされた立場ですから、十分説明して、議員が納得いくように説明したら私は何も問題は起きないと思います。だから、町長も議員を長らくやられたんじゃないから、皆さんの代表として町長になられたんじゃないから、そこらを切りかえてもうちょっと説明をしてもろうたらええと私は思いますが、今後そういう気持ちを切りかえてやるあれがありますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、議員を長くやらせていただいて、そういうふうなあれがなかなか抜けていない、その面もあるかもしれません。しかしながら、今は、どちらにしても、町民の負託に応えることが私の大きな仕事でございますので、ぜひ皆さん方の平生の議会活動の中で十分な審議と、また助言とかご意見をいただきながら、今後しっかり町長職を努めてまいりたい、こういうふうと考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）いや、だから、私が言うのは、入れかえて、もうちょっと議員にもわかるように、執行部からの説明を受けて、それからやってもらったら、私は何もいがみ合うことはないんですよ。そこを改善されるか、されんかを今聞いておるんですよ。それを改善せんかったら同じことになるでしょうが。私はそれを言うんです。いろんなところへやっても、まずは議会の方針、議会がどういう考えを持っているか、それを先に聞いてからでも遅くないんですよ、町長の意見を出されるのは。そこらを言うておるんですよ。そこらを、私の考えが悪い、悪くないか知らんのじゃが、そういうふうにして

もうたら議会でもスムーズにいくと思うんです。そこをもうちょっとお願いしますよ。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）何度も申し上げるんですが、今ご指摘のことを十分承知しながら、今後改めることは改めて頑張っていきたいと考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）次に移ります。用地交渉の件でございますが、私は、町長もご存じかも知れませんが、私は何回も何回も地権者、今言うところだけじゃないんですよ。よその地権者とも話し合いをしています、執行部の方はやっぱりそれだけ説明もされていないし、地権者の理解も得ていないんですよ。あした行くとか、あさって行くと言うて、実際に行っておられないから私が言うておることであって、それを地権者にいついつ行きますと言うたら、その日にちを守っていかなければ交渉というものは成り立たんというのを私は言いたいんですよ、要するに。そういうことが二、三件ありましたから。私は、町長は知っていないかも知れませんが、今の執行部の方、係の方はそれを十分認識をして、地権者に十分納得してもらうように、話し合いをするように、私はそこが言いたいから、一般質問で出しました。そこの答弁をしっかりとお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今、議員からご指摘の部分、それを十分に踏まえまして大いに反省をして今後地権者の立場に立った交渉を進めてまいりたいと考えております。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 37 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。2項目数点について質問いたします。

まず最初に、発達障害児支援について。平成17年に施行されました発達障害者支援法に、国・都道府県・市町村の役割として、発達障害児に対して障害の早期発見、早期支援、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び家族に対する支援が行

われるよう、必要な措置を講じることとあります。

まず最初の質問でございます。5歳児健診の実施について。現在、町における乳幼児健康診査はゼロ歳、1歳半、3歳、就学前健診となっておりますが、この3歳児健診から就学前健診までの開きが発達障害にとって重要な意味を持っております。集団への適応力や社会性は5歳前後で差が出てくることから、発達障害は5歳程度になると健診で発見することができます。就学前健診で発見されますと、親がその事実を受け入れるのに時間がかかり、状況を悪化させてしまうという現状がありますが、以上のことから、5歳児健診を導入されるお考えはありませんでしょうか。

2点目、発達障害児の相談窓口（発達障害児支援センター）の開設について。発達障害児の保護者が我が子に発達障害があるという事実を受け入れるのに時間がかかり、適切な対応・対策がおくれてしまうという現実があります。そこで、安心して専門的な相談等ができるためにも、相談窓口の開設について、開設するお考えはないか、お伺いいたします。

問3といたしまして、小・中学校における特別支援教育支援員の配置について質問いたします。平成19年度より特別支援教育が本格実施となり、教員とは別に発達障害児の通常学級での学習や生活を手助けする特別支援教育支援員の計画的配置が行われていますが、我が町の配置計画及び実施予定はどのようになっていますでしょうか。

次に、大きな点の質問でございます。財政健全化計画によるハード事業の見直しについて。海田町財政健全化計画（平成20年度から平成24年度）改訂が平成19年11月に示されました。

1、1年前に第3次総合基本計画の後期計画の実施計画を策定する上で投資的事業を見直された事業と今回の改訂版の優先順位はどのように判断されてこの改訂版となったのでしょうか。

2、改訂版によるハード事業に教育施設の事業が示されていませんが、財政健全化計画前の実施に戻すお考えはないか、お伺いいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員質問の1点目の1番、2番と2点目については私から、1点目の3番については教育委員会から答弁をいたします。

まず、発達障害児支援についての質問でございますが、1点目については、発達障害のある子どもらを健診により早期に発見し、適切な教育や医療につなげることは大変有

効なことでおと考えております。本町の発達障害児支援につきましては、3歳健康診査の事後指導として、心理士による個別相談や、保育所等での心理士による相談を実施しているところでございます。また、20年度からは専門医による発達相談を実施するなど、より専門性を高めた相談や支援を行うこととしております。ご指摘の5歳児健診につきましては、軽度の発達障害児の発見に有効であるとの見解もあり、今後、取り組みについて研究してみたいと考えております。

2点目につきましては、発達障害児支援センターは「発達障害支援法に規定する専門的な相談、助言及び就労支援などを行う機関で、都道府県等に置くことができる」とされております。県内では、県に1カ所、広島市に1カ所設置され、専門的に相談できる体制が整備されております。本町といたしましては、発達障害の疑いのある子どもとその保護者に対して、専門医師や心理士による相談事業を充実するとともに、必要に応じて発達障害支援センターや関係機関へ紹介等の支援を行うこととしておりますので、町独自で開設することは考えておりません。

続きまして、財政健全化計画によるハード事業の見直しについての質問でございますが、1点目につきましては、三宅議員にお答えしたように、国や県の補助事業や広域的な事業、継続事業等を優先事業と位置づけているほか、事業の緊急性や計画の熟度、費用対効果等を総合的に判断し、事業の選択を行っております。さらに、これらに加え、各課とのヒアリングを実施し、個別事業の進捗状況や、関係機関や地権者との協議経過等、様々な状況の変化を把握した上で優先順位や実施時期等について判断しております。

次に、2点目につきましては、第3次総合基本計画の後期計画策定時において、平成22年度までに海田中学校北・中校舎等の学校施設について大規模改修工事を行う予定でしたが、その後、国の三位一体の改革の影響額が明らかになったことなどにより、財源不足が生じる見通しとなったことから、他事業への影響を考慮し、平成23年度以降に先送りしたものでございます。なお、このたびの財政健全化計画の改定に当たっては、財政状況に大きな変化がないことから、実施時期を先送りしたままとしております。今後につきましては、学校の改修に係る全体計画について教育委員会と協議を行い、その結果、緊急性が高いということになれば、他事業との調整を図り、前倒しして実施することを検討してまいりたいと考えております。

それでは、1点目の3番につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願い致します。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木） それでは、特別支援教育支援員についてお答えいたします。本町では既に日常生活動作等の支援を必要とする児童・生徒に対して、本年度、町単独で12名の特別支援教育支援員と同等に扱われております障害児介助員を配置しております。また、軽度発達障害のある児童・生徒の学習活動をサポートする支援員の配置については、各学校の児童・生徒の個別の具体的な状況に応じ、対応してまいりたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。今、5歳児健診の答弁によりますと調査・研究していくと話されましたけれども、平成18年度のもう実施している鳥取県では5歳児健診で9.3%、栃木県では8.2%の児童が発達障害の疑いがあると診断されたそうでございます。こうした児童の半数以上の方は3歳児健診では何ら発達上の問題が指摘されていなかった子どもさんだったそうでございます。国の施策といたしましても、まだ予算が通っておりませんから、あれなんですけれども、昨年の実績でいきますと、5歳児健診を現実に実施している地域を発達障害早期総合支援モデル事業という事業の中でそこを指定いたしまして、生まれられてから大人の就労までの総合支援の体系をモデル事業の指定地域にされて、政策的にはもう随分国が動いております。それで、その以前まだ5歳児健診をしていない地域におきましても、就学前の幼児への支援についての調査・研究に去年よりももっと増額の予算計上がされているということは、恐らく予算措置があるものと思っているんです。広島市におきましては、本年度、調査・研究を予算化しております。もしもできるのであれば、国がもうそういった施策を打ち出しておりますので、手を挙げれば、補助事業といいますか、国からのお金と言ったら変な言い方ですけども、国庫支出金で調査・研究ができるのではないかと思いますけれども、先ほどの町長の答弁では調査・研究をしてまいりますまでの答弁でしたけれども、具体的にそういった財政的支援があるのであれば、本年度、具体的な調査・研究に入られるお考えがあるかどうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田） 広島市の動向云々というご質問をいただきましたけれども、これにつきましては現在国においていろいろな研究等をされていると聞いております。先ほどおっしゃいました鳥取県等々の状況は承知はしておりますけれども、明確な国としての方針が、現段階ではモデル事業的な位置づけとしての認識しか持っていません。今後、

国の何らかの動きがあることでありましたら、そのことも踏まえながら研究をしていきたいと思っておりますけれども、ただ、実施になりますと非常に専門の医者が必要な事業でございますので、そういう面で、県内にそういう専門な施設も、県の支援センター、それと広島市と、2カ所しかございません。そういう面で、非常に専門医が少ない状況等もございますので、そういうことも勘案しながら、今後、本町の取り組みについて研究していきたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）だから、早く手を挙げてその専門医を確保する必要があるのではないかと考えているわけです。もう1点、この5歳児健診で、今の発達障害だけではなくて、最近の子どもさんは、栄養過多もありましょうし、偏った食生活というのものもあるかもしれませんけれども、この5歳児健診では、肥満細胞が増えてふくよかな児童が増えますと、この肥満細胞というのは就学前でもう数が固定してしまうといいますか、そういった方面からも、5歳児健診の重要性を訴えられているわけですがけれども、先ほどの答弁では、もしも財源措置があるならば調査・研究は手を挙げてやっていくというのとらえ方でよろしいのでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）あらゆる面で検討して研究していきたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に参ります。相談窓口の件なんですけれども、今回の町長の施政方針で専門医師の相談事業を実施していくという施政方針を示されておまして、一方、発達障害に対して真摯に受けとめられているんだなというのは思っておりました。この保育所云々とかの相談もそうなんですけれども、私は、月1回は子育て支援センターでやはり保護者、子どもさんがいらしている場において専門医、専門のそういう心理士とかがいらしていて、そこで相談を受けつけるといいますか、相談というよりも、実際に子どもさんを見ていただいて判断していただくという方向性を考えて相談窓口というのをさせていただいたんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）子育て支援センターの中でそういう相談業務をやってはどうかということでございますけれども、現段階でもそういう、ある程度何らかの発達障害のある子どもさんについてはそれぞれ保育士あるいは保健師等が専門的な見地からいろいろ

相談に乗っていることもございます。ただ、一番私どもが苦慮しておるのは、ご家族の方、特にお母さん方がなかなかそういう事実を受けとめてくださらない、これが非常に大きな問題でございます。今後につきましても、心理士によるいろんな相談体制、あるいは先ほどありました専門医に相談の機会を設けて、そういうような、支援センターに限らず、基本的には保健センターでそういう相談業務を主体的にやっておりますので、その場を有効に活用しながら、そういう障害者の方々の対応について努力していきたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）国の方針といたしましては、専門医、今の診断士ですか、そういう方たちが保育所、小学校に出向いて相談というか、子どもたちの実態を把握しながら保護者に相談していただくようにという、待っている行政ではなくて、現場に出向いていく行政へと今、転換をしているわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）いわゆる出前的な相談だと思いますけれども、非常に専門医が少ない状況でございます。今回につきましても、東広島市の支援センターの先生をお願いさせてもらって、やっとある程度の回数が確保できたという状況でございますので、この状況を踏まえながら、今後の取り組みについて、これも検討・研究していきたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、特別教育支援員の配置の件なんですけれども、海田町は介助員を随分前から、普通学級に通学されている児童・生徒さんに配置してくださっていて、本当に保護者の方は皆さん感謝されているんですけれども、そこに至らない軽度発達障害児の問題が今回大きくクローズアップされてきておりますし、今回の海田中学の事件にいたしましても、いじめにいたしましても、そういった軽度の発達障害児に対して、教員でもなく、介助員というのは、本当に介助しないと生徒・児童が通常学級で勉強、遊びができないから介助員をつけるという制度です。基本的には同じかもしれませんが、1人にかかりつけるんじゃないかと思うんです。今回のことも踏まえながら、支援員の配置も今後重要になってくるのではないかと考えているんです。現実に今の国の統計を見てみ

ますと、通常学級に行かれている障害の方は6.8%、もちろんこの中には視覚障害とかほかの障害の方も入っておりますけれども、私たちが思っている以上に軽度発達障害児童・生徒がいらっしゃると判断をしています。そういたしますと、介助員でもう適応しているから、いいんじゃないかという考えじゃなくて、先ほど検討していきますという答弁でしたけれども、もっと積極的に配置を考えていただきたいんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）先ほど教育長の方でご答弁申し上げましたように、具体の事例・事象を見ながら対応していくというお答えをさせていただきました。しかしながら、現在、海田町では各小学校に親と子どもの相談員を全校配置しております。この主な目的につきましては、不登校や問題行動への早期発見に対応するためという目的でやっております。しかしながら、具体的な取り組みといたしましては、各学校を巡回して子どもの様子を把握しながら、登校してきた子どもがクラスに入れない状況、あるいは軽度の発達障害を持った児童についてのケア、支援を実際に行っております。そうした中では、今、新しい交付税対象としての支援員というものは整備されておりますけれども、当面はこういう既存の相談員等も活用しながら、先ほどご答弁申し上げましたように、個々の事象を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）もちろん個々の児童・生徒さんを見て配置を考えるということだったんですけれども、先ほどの児童相談員さんが各小・中学校を回ってそういう方のいろいろ配慮をしているということでしたけれども、その中で事件は起こっているわけなんです。そういたしますと、やはり現実には私たちが考えている以上にもっと支援、後押しをしないといけない児童・生徒がいらっしゃるのではないかと。特別支援教育の中には通級による、普通学級による指導の中で、比較的軽度の障害がある児童・生徒に対してはほとんど普通の授業だけれども、週に1回から8回はその子に合った教育といいますか、発達に合った教育というのは、だから、今からの教育は生徒・児童の一人ひとりをもっと大事にした教育といいますか、そういった方に随分視点が動いているわけなんです。答弁で、今の生徒・児童の実情を見ながら考えていくとおっしゃいましたけれども、じゃ、支援員を配置した方がいいと判断されたときには即判断されるお考えととらえてよろしいのでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）議員もよくご承知だとは思いますが、学習障害、LDとか、今言われている状態の子どもたちというのは、一昔前、我々の時代でしたら、ある程度年をとったら解消したと見られていたような生徒なんです。現在でも、ご承知のように、保護者の方が認めにくいとか、反対に、県が各町を回るんですけれども、うちで10回ぐらい巡回相談がありまして、そこで積極的に相談されて、そこで初めて気がつかれるというような場合もあります。ですが、相対的にはある程度うちのは違うと言う方の方が多いようです。LDなんかというのは、一見見た限りでは知能がおくれているとかそんな子どもじゃないので、ただちょっと特異性があるかなというぐらいで、1つの個性として見る場合もございます、はっきり障害者手帳の何級とかというふうな位置づけがないものですから、それ専門につけるということになりますと、それを認定しなければつけられない。国の基準が、一般介助と支援員を両方兼ねた場合は介助員でカウントするんですね。そこらが我々としては現場を見て判断していただきたいんですけれども、実際は、介助員でも今の特別支援員の役割を現在でも果たしているのもあります。ですから、そういう意味で、状態が全部違うものですから、10人いれば10人全部違いますから、状態を見て個別に判断して、適切な対応をとりたいというのが教育委員会の立場でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最初の質問に戻りたいんですが、今、保護者が認めたくないという、だから、5歳児健診の重要性があるわけなんです。なぜ5歳児健診の重要性があるかは先ほど述べましたけれども、ちゃんと健診で専門医が判定されれば、保護者もそこまでは、自分の子どもは人の子どもさんと少し違うとか疑問に思いながらも、どの親も我が子は健常児でありたいという望みがありますから、少しでも障害を持っていると思いたくない、これはどの親もみんな一緒でございます。しかし、この3歳児健診では発見できなくて、先ほどパーセントを述べましたけれども、5歳児健診では発見できる比率が高くなれば、健診でその障害が、認められたと言ったら変な言い方なんですけれども、発見できた場合には、親も受け入れて、小学校に行くまでの1年間で、自分の子どもはもっと違った意味での教育も必要ではないかという、親も1年間冷静に、かえってこういう障害の子どもでよかったと、テレビ報道なんかを見ますと、ほとんどがそういった、最終的には保護者が本当によかったと言う事例がたくさんありますので、その発見ができ

て、この1年間、親が冷静を保つまでの間が大事という意味もこの5歳児健診の意味があるわけなんです。ですから、答弁があって私のあれだけで終わりたいんですが、5歳児健診、本年度ぜひ実施に向けての調査・研究の予算化を考えられるお考えはないかどうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど答弁いたしましたとおり、総合的に判断して研究・検討していきたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、次の質問に参ります。先ほど町長が、いろいろ教育施設が平成23年以降よりももっと伸びているわけですが、伸びた理由を話されました。それよりも以前に、1点疑問に思うことがあるんですけれども、平成18年7月にまずハード事業の見直しの配付を受けました。このときには、22年と23年には2本の棒が引かれております。これはやはりなぜかといいますと、第3次海田町総合基本計画の後期計画が2010年、平成22年に終わるわけです。平成23年からは第4次海田町総合基本計画を作成しない限りは、本来はこの今回の平成19年12月13日の全員協議会の資料のように、20年から5年の健全化計画を立てましたと。平成24年までという計画が示されたんですけれども、海田町の第3次総合基本計画は2010年、22年しかないわけですから、その後の23年、24年というのはまだ計画にないわけです。それも、ここに2本線が引いてありましたら、まだ第3次基本計画は22年ですけれども、23年、24年は第4次基本計画の継続事業ですというふうになると思うんですけれども、この整合性があまりにも……。だって、総合基本計画、海田町のまちづくりの基本的なものでございますね。これに基づいていろいろ事業をやっていくわけなんですけれども、この事業を示されているのは平成22年までなんです。23年からの事業は示されていないんです。しかし、今回のハード事業の見直しでは、平成24年までの事業計画が明確になっているんです。この辺はやっぱり精査されて、本来であるならば、財源の問題もあったのかもしれませんが、ハード事業の見直しは22年度までが私は正当だと思います。このハード事業の見直しの中で1点、優良建築物等整備事業、この文言はこの第3次総合基本計画の中には私は見当たらなかったんですけれども。ということは、もともとこれに上げること自体、私は……。だって、まちづくりの基本計画が示されていないのに、ハード事業の書類には新たな事業が載っているということ自体、私はこの質問に入る前に、これは答弁はいただこうとは思って

んが、もう少し海田町という3万人口の、予算規模百数十億の自治体でございます。もっと基本の基本の施策に対する考え方はやはりどなたから言われても疑問がないような方針を打ち出されないといけないのではないかという気がいたしました。それは質問の前段階で終わります。

それで、先ほど町長の答弁は、公共的な事業、補助事業を優先したと。じゃ、学校、教育の施設整備は公益性がなく、補助事業ではないのかということです。ましてや、小学校6年間、中学校3年間は、9年たつとすべて卒業してしまうわけです。1年もよどみがあれば、教育行政は失格だと私は思っているんです。一番大事な、今からの日本を背負って立つ子どもたちに十分な教育予算をつけて、いい環境で勉強、遊び、大人になるまでの人間形成をつくる大事な場であるにとらえておりますので、そこに皆様の税金を導入するのに、それは入れちゃいけないよと言う町民はいらっしゃらないと私は思うんです。子どもさんがあり、お孫さんがあり、自分たちも育ったまちであるならば、立派な大人を育てる教育にお金をかけるのは何もクレームがつかないと思うんですけれども、全部外れてしまっているんです。今回、学校施設の建築年数を調べてみました。そういたしますと、建築基準法の改正で昭和56年度以降、新耐震基準が示されました。じゃ、昭和55年以前の建物は何カ所で、56年以降の建物は何カ所か、調べました。そういたしますと、全部で、連として、体育館も入れて建物が26、個別のがあるわけですが、その中で、昭和56年以前に建設された建物は7連でございます。それで、それ以前であっても、大規模改修を行われた施設は、昭和48年に建てられました海田東小学校の体育館、昭和52年に建てられました海田中学校の体育館、この2体育館は強度補修、耐震補強と全面改造を行いましたので、これを含めましても、海田町で新たな新耐震基準の学校施設は9施設なんです。全部の26施設ある中で9を引きますと、あとの17施設は昭和55年以前の建物なんです。ましてや、この中で昭和40年が2連、昭和41年が1連、昭和42年が1連、昭和43年が2連、昭和44年が2連、昭和45年が1連、昭和47年が1連で、計算いたしますと10連ですか。毎年診断、耐震補強、大規模改造しても10年かかるわけなんです。これを今の予定でいきますと、24年も入っておりませんので、25年から始めましても35年までかかります。また、これは10ですから、あと7はまだその7年かかるわけです。今回、体育館は避難場所となっておりまして、今の2体育館が補強されておりまして、西中は昭和63年建築ですから、あとの3体育館は避難場所にあるのにもかかわらず、もしも地震が起こって避難場所も崩れたとしたら、町民はどこに避難すればいい

んでしょうか。今、避難場所の掲示板を提示しておりますけれども、そこが崩壊したら避難場所はどこになっていくんでしょうか。私はこの体育館の耐震補強、改造もですが、普通連の改修を毎年1連しても、昭和50年までに建てた建物を10年間かかるわけです。今、町長は必要に応じて前倒しも検討いたしますとおっしゃいましたが、この今の実態を聞かれても、この計画どおりの執行でいかれようと思われませんか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）学校施設の耐震化ということにつきましては、決しておろそかにしておるというわけではございませんで、あくまでも限られた財源の中で、そういう投資的経費の財源が限られておる中で事業を進めていこうとすれば、当然そういう都市計画事業あたりもある中で、なかなかそういう校舎を耐震化しようとするればやはり、昨日の多田議員ではありませんが、1億近い一般財源が必要になってくるのではないかというふうなところもあって、なかなかその財源の都合がつかないというふうな部分で、決しておろそかにしておるわけではございません。現実には、今回の補正予算でも、そういう起債の繰上償還等をやっておりますので、また改めて今の財政収支見通しを平成20年度の予算ベースで見直してみて、そういった体育館あるいは校舎等の改修が前倒しできるような財政状況にあるのかどうかというのを見据えた上で、教育委員会の方と、校舎と体育館も含めた全体のそういった改修計画について協議をしていきながら、他事業との調整を図って、前倒しができるものであればしていきたいという答弁をさせていただいたわけでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それでは遅いんです。今、新しい耐震基準ができた昭和50年以降の建物は7連しかなくて、ましてや昭和40年から50年までの建物が14あるわけですから。先送りにいたしますと、じゃ、財源が豊かになっていくかといいますと、これは皆様、本当にこの収支見通しでいきますと、平成22年から大型事業で投資的経費がぐっと伸びていくわけですが、じゃ、この投資的経費が伸びた5年後には償還が始まっていくわけですね、今度は。返していく。そうしますと、もう私は海田町にとっては財源が豊かになって何かができるというような、よっぽど国の改正で地方交付税がすごく返ってくるとか云々ということがない限りは、これは先送りにしておりますと、先送りにした分、取り返しがつかない。少子化が進んで統廃合とか云々になって建替えとかという問題が入ってくれば別問題ですけども、もしそうでなければ、毎年1連ずつ大規模改修をしたと

しても17年かかるんですね。来年から始めても17年かかるんです。そういたしますと、私はやはり財源確保というのを真剣に考えていただかないと、教育……。だって、もしお昼に震度6の地震があったときに、子どもたちにもし被害があったときに私たちはどう責任がとれるんでしょうか。今日のニュースか新聞報道で、西の方の活断層が何十年も地震が起こっていないから、もう起こる時期ではないかというような報道があったやに聞きますけれども、やはり活断層はこの近隣にある地域ですので、私はこの問題はもっと、財政見通しを考えて、充てる財源があれば教育施設を大規模改造するという、これは遅過ぎたんです。私は本当にもう何年も前から、ちゃんと計画を立ててやったらどうかというのを10年ぐらい前から何度も質問させていただいておりましたけれども、それから全然動いて……。徐々には動いていますけれども、動くスピードが遅過ぎて、気がついたときには17連が新たな耐震診断基準に合わない建物であるという事実を目の前にしたときに、私はすごく自分が責任を感じてしまったんです。ですから、これは本当にもう1度、やるという前向きな考えで財政収支見直しを見直しされるお考えがあるか、ないか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）先ほど申し上げましたように、要は他事業、大規模な事業が控えておりますので、そこらあたりとの財源調整を図りながら、可能であれば、前倒しについて検討していくということでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）国は耐震補強に補助金を随分出しておりますし、大規模改造のときには改造にも補助金を出しております。ですから、できるだけじゃなくて、入れるという考えで健全化計画を見直していただかないと、私は何度も申し上げませんが、17の建物が56年前の建物なんです。これは災害が起こったときにだれが責任をとるんですか。やっぱりこの実態を真摯に受けとめられまして、もう1度前向きな答弁はできないものでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、何年間も、学校の耐震問題も、平成7年に起きた阪神・淡路大震災によって皆さん方にそういう地震の恐ろしさ、自然の災害の恐ろしさということが新たになったということなんです、今、10何年たって、一気にどこも、そういう耐震補強なんかは眼中になかった事業なんです、それが改めてこういう見直

さにゃいけんという時期に来ております。それで、今現在、私も議会のときにも何回か学校の建替えの問題も含めていろいろ協議をしていただいたこともあるんですが、新たに、今現在海田町にある一番古いのが、さっき言われました北校舎ですね、海田中学の北校舎の問題も含めて、昨年も現場を見せていただいて、これは何とかせにゃいけんというのは十分感じております。そういうことを含めて、教育委員会と一緒に協議をしながら優先順位を決めて、耐震の関係で避難場所を優先して今回も東海田の体育館をやらせていただいたという経緯がございます。そこらを含めて、今後の優先順位を教育委員会とあわせて学校施設の問題を検討していきたいというように思います。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は14時といたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時44分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、請願第1号、窪町地区における建築制限解除を求める請願についてを議題といたします。

本件について、紹介議員から説明を求めます。三宅議員。

○3番（三宅）それでは、窪町地区における建築制限解除を求める請願書、紹介議員である私から説明を申し上げます。

まず、要旨としまして、海田町窪町西地区は、現在、海田市駅南口土地区画整理事業計画（5.8ヘクタール）が残ったままの状況で建築物などの新築・増築などできない強い建築制限がかかっており、土地の売却など資産運用もできない状況であります。これらの状況を打開するためにも、西地区を区画整理事業区域から外し、計画変更手続きを行うなどをして、一日も早い建築制限の解除が行われるよう、ここに関係権利者の署名を添えて請願いたします。

請願の趣旨として説明申し上げます。まず、経緯としまして、海田市駅南口土地区画整理事業は、平成4年に都市計画決定（区域・施設）、平成13年には事業計画決定が行われ、事業が進められてきました。しかしながら、地元権利者の事業に対する理解が得られず、平成17年に町長がこれ以上事業を進めていくことが困難であると判断し、事業実

施の可能性の高い東地区を区画整理事業で整備していくこと、事業区域から外す西地区は新たなまちづくり計画をすることで、国及び県との協議が進められ、平成18年10月にその素案が地元を示されました。2つ目として、地元の状況を説明申し上げます。全体説明会、班別説明会、個別訪問が実施され、関係権利者の皆さんからいろいろな意見が出ております。その中で、特に建築制限の解除についてのことが多くありました。例えば「家が古いので、建替えを考えているので、早く建築制限を解除してほしい」、また「この西地区の計画については賛成する。これで建築制限が解除できるならば、早くしてほしい」、あるいは「今の建築制限がかかった状態ならば、土地の価値がないので、早く建築制限を解除してほしい」などであります。最後に、海田町窪町地区（西地区）は、現在、海田市駅南口土地区画整理事業計画（5.8ヘクタール）が残ったままの状況で、西地区を計画変更して事業区域から外さなければ、建築物などの新築・増築などできない強い建築制限が残り、土地の売却もできない最悪の状況が続くこととなり、それゆえに一日も早い建築制限の解除をしなくてはなりません。

以上のことから、窪町西地区において早期に建築制限の解除を求めるものであります。以上が趣旨説明となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。ただし、質疑、答弁は自席で行ってください。崎本議員。

○12番（崎本）今読まれましたが、私がここへもろうておる分と読まれた分とが違うんですよね。というのが、この海田町窪町地区、西地区が皆入っておるわけ、今読まれたのは。これには全然入っていないの。それから、最後の請願事項のところも「上記により、窪町西地区において早期に」と。またここに西地区が入っておると言われたんじやが、これには入っていないわけよ。そこの説明をお願いします。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）最初の出した後で悪いんですけども、西地区の建築制限、今回集めた方々も西地区の方でありまして、西地区の建築制限というのが趣旨で、窪町という最初に出したあれからいえば、5.7ヘクタールということ、おっしゃるとおりです。趣旨は西地区のあれを解除ということで、町の説明にもありますように、東地区は区画整理の事業区域を縮小してまた区画整理をやるわけですから、西地区の解除というのが本趣旨でありますので、出したそのものが説明不足というか、おっしゃるとおりであります。

○議長（原田）崎本議員。

○12番(崎本)請願書を1回提出されたものを勝手に自分の解釈がええように熊井ほか29名で署名をして判こを押してあるものを、ここの議場の場で勝手に変えて請願書を出してもろって説明を受けても、これは書類的にどうなりますか。

○議長(原田)提出された書類以外の文言が入っているということですね。

○12番(崎本)そうそう、2カ所も3カ所も入っておる。

○議長(原田)それでは、三宅議員、原文に戻って皆さんの前でもう1回趣旨の説明をしてください。皆さんと同じ文章で。趣旨は皆さんご理解はされておると思います。文面のことですね。文面が発言と違うということですね。

○12番(崎本)いや、そうじゃなしに、これがおかしいから、文面を変えて言われたんじゃ。このとおりやったら、それはおかしいわけよ。西地区が抜けておるけん、皆、西地区を入れて言われたんじゃが、文面を修正するも何もないのに、自分勝手に議場で修正してね。後から言われるのならええんよ。ほか29名さんがおってんじゃけん、その代表として要はやられたんじゃから、自分勝手に言われて、中身を自分で勝手にいろいろからやられるということは、ここの審議対象にならんのではないんですか。文面としてもうこれは没じゃないんですか。私はそう思うんじゃが、そこのところはちょっと。

○議長(原田)請願の書類としては筋は通ってきておるんですが、説明がまずかったということになるでしょうから、もう1度原点に戻って説明をしてください。佐中議員。

○15番(佐中)15番、佐中です。請願書は請願書で原文のまま文書で出ておるので、ただいま説明の中でそれが加わっただけですね。ですから、原本で請願の趣旨を我々が理解して審議をすれば私はいいと思うんです。それで、紹介議員にお尋ねいたしますが、今のいろいろ1から3まで説明を受けてあるわけですね。最後の請願項目があるんですね。これは「早期に建築制限の解除を求めるもの」と。そうするということは、5.8ヘクタール全体を解除するものとして、受け取る方法はいろいろある。受け取りようでね。一部分、西もあれば、東もある、全体もあるというように受け取るわけです。この文章から見ると、請願事項だけを見ると無理があるんですね。町の方針の地区計画もあるし、これを進めよというのか、それとも区画整理をやめて建築制限を全部解除せいというのか、そういう方法がとれるわけよね。じゃけれども、町の方針やらこの趣旨から見れば、今の町が示している東街区の2.0ヘクタールを除いた部分の制限を解除してほしいという請願趣旨と私は受け取るわけです。それはどうなのかというのを紹介議員にお尋ねしたいんです。

○議長（原田）今、紹介議員に対する質疑があったんですが、その前に一つ片付けておきますけれども、請願の様式は整っているんですが、今、三宅議員がここで説明されたことについて、説明に多少の差異が出てきて、説明が原文と違っておったということですから、説明についてもう1回通してもらった方が私はいいと思うので、紹介議員にもう1度この説明を求めると。発言の訂正を求めます。その後、審議したらいいかと。どうですか、三宅議員。

○3番（三宅）西地区というのは、今、説明の上でわかりやすくという意味でつけ加えたんですけれども、最初の原文の3のところで窪町地区は何を意味するかは西地区という、あるいは最初の原文できちんと入れておるのはおりますから。そういうことは入れております。西地区という意味合いということはここに入っておりますから、それはわかると思うんですけれども。3のまとめの「窪町地区（西地区）」ということはちゃんとここへ入れております。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時15分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

議長の方からお諮りいたします。三宅議員から、本日の会議における発言につきまして、説明が不適切な部分が幾つかございました。西地区という文言を説明の中につけ加えて言われたことについて一部取り消したいという旨の申し出がありました。ついては、この発言取消記載した部分の取り消しを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。したがって、三宅議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたします。西地区の発言がなかったということでご審議をいただきたいと思います。佐中議員。

○15番（佐中）発言の回数はさっきのはどうなるの。それはまあいいわ。三宅さんにお尋ねしますが、先ほどもお尋ねしたように、窪町地区の早期に建築制限の解除を求めるということになれば、とり方によっては5.8ヘクタール全体を解除してくれという請願の中身なんですけど、いろいろ先ほど説明をされた中では東街区を除いたものの制限解除を

してほしいという旨のように私は受け取ったんですが、34名ですね、法人、団体を入れると。紹介議員として、これらの感触はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）全体の法の網を外してというより、今回は東地区は5.8から区画整理を2.2ヘクタールに縮小するわけですから、あくまでも全体を外すというよりも、5.8ヘクタールから区画整理事業を東地区の2ヘクタールに変更するという意味になります。それで、西地区を外して新たな地区計画を立ててまちづくりを進めて、新しい手法でまちづくりを進めていくということで、今回は西地区にお住まいの方々の中から、不自由が激しいということで熊井さんと話をしまして署名を集めて、非常に困窮の度合いがせば詰まっているということで署名を集めたという次第であります。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）よくわかりませんでした。請願事項を窪町地区において、現在の5.8ヘクタールの区域内の内の東街区部分2.0ヘクタールを除き、これを早期に建築制限の解除を求めるという中身であれば、私は大いに、今の町が示しているそういう方針と合致するんですけれども、そこら辺の感触は、請願者ですよ、あなたは紹介議員ですから。請願者の趣旨が真実かどうか、そこら辺の。全体のことを言うておるのか、西街区のことを言うておるのか、その部分が鮮明でないんですよ。だから、文章の中にそういうのが明確にあれば私は文句ないと思うんじゃないけれども、このままずっと提案をされると、わけがわからんようになるよね。受け取りようによっては、先ほど言いましたとおり、2つの中の1つのどちらかにとれるわけですよ。それを説明してほしい。私はもう3回目ですから、発言はないんですが、ついでに言うておきますけれども、この文章の請願の趣旨を生かして建設委員会で取り計らっていただいて、そして趣旨採択というんですかね、それを本会議の方に上程を差し戻すわけですね。ここで決着をすると。可決になるか、否決になるかはわかりませんけれども、そういう方法の方が無難だと思いますが、これであなたが納得してもらわなかったら、請願者がもっと納得しないということにつながりますので、その辺はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）趣旨は、ここに集めておる方々は西地区の方なんですけれども、最初に言いましたように、平成4年あるいは13年から一層に厳しいということで、とにかく自由に建替えとかができるようにさせてくれというのが代表の趣旨なんですけれども。町の

説明という資料もこの前、説明がありまして、いきさつとかというのは、これから計画、方向のずれは私はないと思うんですけども。建築制限を解いて自由に建替えもできるようにというのが趣旨でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）三宅さんが言われるのはわかるんです。わかるんじやが、あなたは紹介議員さんであって、この請願書を書かれた人は窪町地区の全体のことを言うておるんでしょう。請願事項「上記により、窪町地区において早期に建築制限の解除を求めるものです」というて。それから、最初にも書いてあるわけです。5.8が残ったままでと、ここに5.8ということもうたってあるわけです。全体的なことをこの請願書提出者は言うて29名の署名をもらうておるということです。だから、全体的にこの建築制限の解除を求められると私は解釈しておるんです。この請願書の文言で言うたらね。それで出されたんじやから。出された人はそのつもりでわしは出したんじやと言われたら、これで受け取るしかないんよ、三宅さん。あなたは紹介した議員じゃけん。提出者はこう言うて出しておるんじやから。窪町地区の全体的な建築制限の解除を求めるというて出しておるんじやから。この提出者がわしはそのとおりを、何もあんたらに直してもらわんでもええ、わしはこのとおりじゃと言われたら、これで受けるしかないんですよ。そこを三宅さん、ちゃんと説明をお願いします。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）おっしゃるとおり、今お配りしている文面で委員会の方の付託にかけていただきたいと思います。

○議長（原田）この際、請願第1号、窪町地区における建築制限解除を求める請願につきましては、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、建設産業委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。前田議員。

○13番（前田）ちょっと聞かせてもらいたいのが、それじゃ、紹介議員に聞くんですがね、いろいろ出ておるんですが、部分的には②の部分の中で、こういうふうに言うておるんです。片方では建築規制を解除解除してくれ、解除してくれと言いながら、この西地区の計画については賛成すると書かれておるんですよ。ちょっと意味がわからないんですよ、これ。西地区の計画については賛成すると。いわゆる再開発、これに賛成するという意味じゃろうと思うんですが。何か知らんにかかわらず建築制限が解除できるので

あれば、条件つきなんよね。ならばならばということなんです。だから、建築制限が現段階でできないということなら再開発に賛成する、こういうふうにも理解できるわけよね。だから、この文面全部があっちこっち理解というか、いろんな多岐にわたってこういうところがたくさんあるんです。1カ所、2カ所、3カ所じゃないと思うんです。先ほど来幾つか出ておるから、1つしか言いませんが、これについての説明をお願いします。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）西地区の計画についてというのは、資料で課の方から出ておりますこの図面が今配ってあると思うんですけれども、この西地区に関する……。これはもう配付されております。西地区の計画というのは、農協の裏の道路を拡げて新町踏切までということで、今、農協の横の中島さんのところを抜いていると。西地区の計画というのはこの図面のことを指します。再開発云々は、これは面整備のことを区画整理事業はいつているので、あくまでも面整備の下の地面のことで、再開発は上物のことになりますので、また別問題だと。そのように思います。

○議長（原田）本件につきましては、建設産業委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、本件は建設産業委員会に付託の上、審査することに決します。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第3から日程第22に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第11号議案、海田町まちづくり町民参画条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第11号議案、海田町まちづくり町民参画条例の制定について。地方分権時代に対応した協働型社会を実現するため、町民が行政施策へ参画するための理念及び手続きを定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）それでは、第11号議案、海田町まちづくり町民参画条例（案）について説明をいたします。恐れ入ります。資料9をお願いいたします。町民参画条例制定の必要性及び経緯についてまとめております。

まず、行政を取り巻く全国的な状況でございますが、これまでのまちづくりは、どちらかといえば行政が主体となって計画策定や事業を実施し、行政は住民からの要望に応える形で行政サービスを拡大させてきましたが、行政を取り巻く状況は近年大きく変化してまいりました。その要因としては、住民ニーズが多様化し、行政サービスでは住民のニーズのすべてに対応できない状況が生じています。次に、少子・高齢化の影響です。人口減少時代に入り、社会福祉費の割合は増える一方となり、地方公共団体の財政悪化の一因となっております。次に、平成12年4月、地方分権一括法が施行され、地方公共団体はみずからの的確な判断と責任のもとに個性豊かで活力ある地域社会を築くことが今求められているところでございます。

2の「協働の必要性」でございますが、このような状況で、「まちづくりの政策形成過程に参加し、行動する」という意識が高まり、地域の課題解決や活性化に取り組む活動が活発となり、住民、活動団体やNPOなどが主体となり、まちづくりの領域を支えている実態が多く見られるようになりました。こうした団体の長所を生かし、多様化した住民ニーズに対応していく協働型社会の構築が今求められているところでございます。

2ページをお願いします。海田町の協働・参画の現状と、策定に至る経緯を整理いたしました。海田町は以前から、各種団体や個人の活動は盛んなまちでございます。各種イベントの開催や、自治会によるコミュニティ活動が活発に行われています。しかし、協働することが十分浸透しているとは言えず、双方で共有できる概念も定まっていないため、一定の概念を持ってまちづくりを進めていく体制をつくる必要がございます。

また、海田町も全国の多くの自治体と同様、厳しい財政運営を強いられております。自立した町政運営をするために様々な改革を行い、真に必要なサービスは何かを検討し、サービスの選択をしていかなければならない状況でございます。協働の仕組みを早急に整備し、多様化する住民ニーズに対応できる足腰の強い海田町をつくる必要が求められております。

そこで、まちづくりの基本的な考え方である協働について整理し、一定の概念を持ってまちづくりを行うための条例、いわゆる自治基本条例や協働のまちづくり条例の制定

を当初目指しました。また、協働がテーマであることから、町行政内部だけで検討するのではなく、町民の方々と一緒になって検討をしてみたいという考えがありました。検討を進めていく中で、町民も町行政も協働に対する認識が十分とは言えず、自治基本条例や協働推進条例を策定するにはまだ尚早で、まず、参画の経験を重ねることで「海田町らしい協働を構築する」ことが望ましいという意見でまとめ、海田町まちづくり町民参画条例（案）を作成することとしたものでございます。

次に、町行政に求められる意識改革としてまとめておりますが、町行政は、これまで住民ニーズに合わせて行政サービスを拡大させてきました。しかし、今後は、町行政だけでは担うことができないということをはっきりと認識し、住民の主体性・自主性を尊重し、対等な立場で協力しながら、海田町をよくするという意識改革をしなければなりません。地方分権時代において自主自立の自治を行い、持続可能な海田町とするために、協働に向けて「まず町行政が変わる」ことを求め、その姿勢を示したものでございます。

3 ページをお願いします。検討の経緯ですが、4 月号の広報紙でワーキングスタッフの公募をいたしました。合計15名の民間の方々の参加、それと町職員3名を加えた18人でスタートしましたが、6月18日に第1回目を開催し、2月28日で13回の検討会を開催したところでございます。

4 ページの「まちづくり町民参画条例の位置付け」の図をお出してください。図であらわしておりますけれども、自治基本条例は自治体の憲法とも呼ばれ、町条例の最高規範としての位置づけになります。参画条例は、自治基本条例のうちのスタッフ条例の1つになります。参画条例の内容としては、政策決定、実施などに町民が参加する観点から自治体と町民の関係を再構築していくという条例でございます。

次のページのA3判の町民参画条例の概要をお願いいたします。条文の主だったところを解説させていただきます。第1条、目的ですが、まちづくりの主役である町民が、主体的に町政に参画できる環境を整えるために必要な事項を定めることにより、町民及び町がともに理想のまちの姿を考え、協働型社会を築いていくことを目的としております。第3条は町民参画の基本原則ですが、「対等な立場で相互の役割を理解し、尊重して行う」「目的を共有する」「まちづくりに関する情報を共有すること」としてしております。第4条は町の責務、第5条は町民の責務です。町の責務としては「町民参画の機会を積極的に提供」「必要な情報の公開」「町民がまちづくりについて考え、行動するための環

境整備」「町民が理解しやすいように十分説明し、理解しやすい表現を用いる」「持続的に自己改革を行う」などを掲げております。町民の責務としては「主役として地域社会に関心を持つこと」「積極的に町政運営に参加し、町と協働でまちづくりを推進する」「町全体の利益を考慮して、町民参画をすること」としてしております。第6条は参画の対象事業です。右に例示を示しておりますけれども、これは本文中には記載されません。まず「町の基本構想、基本計画の策定または変更」「町政の基本的な方針を定める条例の制定または改廃」「町民に義務を課し、または町民の権利を制限する条例の制定または改廃」「広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃」「大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定または変更」、また、対象外とする事業としては「定型的、経常的なもの」「内部の事務処理に関するもの」「町税の賦課徴収、分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関すること」などがございます。第7条は方法及び時期です。ワークショップ、パブリックコメント、アンケート調査など、一般的にこのような手法で実施するよう上げております。これらの町民参画の手続きをその施策の決定に生かすことができる適切な時期に行うこととしております。第8条は結果の取り扱いですが、「町民の意見等を尊重し、十分な検討を行い、公平性を考慮して施策に反映する」「提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、その結果を公表すること」としてしております。第9条は協働の推進ですが、「町及び町民は、積極的に意見交換の場を持ち、相互に信頼関係を築くようにすること」、また、10条で協働の環境整備として「協働の拠点の設置及び充実」「町民相互のネットワーク化の支援」をすることと規定しております。

それでは、議案をお願いいたします。附則としまして、施行期日ですが、この条例は平成20年10月1日から施行するものです。それまでの間、町職員の研修、また、リーフレット等による町民説明なども考えております。以上で第11号議案、海田町まちづくり町民参画条例（案）について説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第12号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第12号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例の制定について。農業委員会の廃止に伴い、農業委員会の項を削るとともに、新たに農業生産区長を設置することに伴い、報酬等を決めるもので、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第12号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料10-1をご覧ください。「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表」でございますが、今回の改正は、農業委員会が廃止されることと、新たに農業従事者の指導・育成を行うため、農業生産区長を設置することとなったため、その農業生産区長の報酬の額を定めるものでございます。ちなみに、人数は5人でございます。改正の内容でございますが、別表の中で農業委員会の項目を削り、「学校医」の次に「農業生産区長」を置くものでございます。報酬の額は年額1人6万円でございます。この条例の施行期日は平成20年4月1日からでございます。以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第13号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第13号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について。

行政改革の一環として、常勤の特別職及び教育長の給料を5%減額するため条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第13号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。この条例の制定は、行政改革の一環として、特別職の職員等の給料月額を減額するものでございます。対象者は、町長、副町長、教育長とし、第1条で町長及び副町長、第2条で教育長の給料月額の特例について規定しております。減じる額につきましては、それぞれ給料月額の100分の5とし、減じる期間は平成20年4月1日から現町長の任期までとしております。この条例の施行期日は平成20年4月1日からでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第6、第14号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山岡）第14号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事管理と年次有給休暇の管理を整合させ、計画的使用の促進を図ることから、年次有給休暇の付与期日を見直すため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第14号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料11-1「職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表」及び資料11-2「年次有給休暇付与期日改正の概要」を用意しておりますので、ご覧ください。主に資料11-2「年次有給休暇付与期日改正の概要」でご説明いたします。参考として資料11-1「新旧対照表」もご覧ください。1の改正の要旨としましては、年次有給休暇の付与期日を暦年1月から12月までから、年度と年度、4月から翌年の3月までとするものでございます。これにより、人事管理と年次有給休暇の管理を整合させ、計画的使用の促進を図るものでございます。2の内容でございますが、平成20年1月1日に暦年単位で付与した平成20年分の年次有給休暇に翌年の1月から3月までの期間に相当する5日を加えた日数を附則第2項により平成20年4月1日に付与するものでございます。また、平成19年度からの繰り越し分につきましては、本年1月から3月までに使用した日数を差引いた日数を附則第4項により改めて繰り越すものでございます。平成21年度以降の付与する日数につきましては20日となります。また、本年4月1日採用の職員につきましても20日の付与となります。3に掲げております例の（1）と（2）について見ますと、（1）の本年1月に繰り越しが20日ある者が3月までに年休を使用しなかった場合は、繰り越しが20日となり、平成20年度付与分が25日で、平成20年度の年次有給休暇は計45日となります。また、（2）の本年1月の繰り越しが20日ある者が3月までに仮定として3日使用したとしますと、20日マイナス3で繰り越しが17日となり、20年度付与日数が25日で、計42日が付与日数となるというような計算となります。この条例の施行期日は平成20年4月1日からでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第7、第15号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第15号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正に伴い、新たに後期高齢者支援金等を創設するとともに税率等の改定を行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）それでは、第15号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。今回の改正は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額基準などを定めるもので、それに伴う条文の整理を行うとともに、税率及び税額の改正を行うものでございます。主な内容は支援金の創設と税率等の改正となっておりますので、資料12-2の「海田町国民健康保険税率等条例新旧比較表」に添って説明しますので、ご用意をお願いいたします。この資料は新旧の比較をまとめたものでございます。初めに、税率と税額の改正に当たっての基礎となる案分割合ですが、応能分の課税総額と応益分の課税総額の割合が50対50になるように、また、所得割総額と資産割総額の割合を45対5に、均等割総額と平等割総額の割合を35対15になるように算定した額や率を改正案としております。それでは、表の説明をいたします。まず、表の上段にあります医療分の課税限度額ですが、現行の56万円を47万円に引き下げるもので、9万円の引き下げになります。次に、医療分の所得割は、改正案が4.83%で、1.57%の減、資産割が12.65%で、5.35%の減、均等割が2万6,100円で、現行と比較しますと2,700円の減となっております。また、均等割額が改正されますと、それに伴って低所得者に対する軽減額も変わることになります。軽減額については以下の括弧書きのとおりですが、例えば軽減判定所得が33万円以下の7割軽減の対象世帯であれば、加入者1人当たり2万6,100円の均等割額から1万8,270円の軽減額を差引いた7,830円をご負担いただくことになります。以下5割軽減、2割軽減も同様でございます。次に、平等割ですが、改正案は1万8,500円で、現行と比較しますと1万300円の減となります。また、括弧書きの7割軽減、5割軽減、2割軽減については、先ほどの均等割で説明した取り扱いと同じ内容となっております。次に、

特定世帯についてですが、後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することによって単身世帯となる者については5年間、平等割で課税される保険税を半額にするものでございます。したがって、該当の世帯については1万8,500円の半額の9,250円をご負担いただくことになります。また、軽減世帯については、先に説明いたしました取り扱いと同様に、7割軽減世帯にあつては9,250円の7割である6,475円が、5割軽減世帯にあつては4,625円が、また、2割軽減世帯にあつては1,850円が各々軽減されます。次に、後期高齢者支援金等分ですが、医療制度改革に伴って新たに創設されたもので、改正内容については同様でございますので、ご参照いただきたいと思います。また、介護分についても同様でございます。ただし、介護分の課税限度額については今回の改正はなく、9万円としておりますが、全体をお示しするため、参考として表中に掲げております。

議案書の27ページをお願いいたします。附則の施行期日でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条第2項及び第3項、第5条の2、第7条の3、第23条並びに附則第2項から第12項までの改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。第2項の適用区分ですが、改正後の海田町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第16号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第16号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。後期高齢者医療制度に係る戸籍の無料証明に関する事項及び戸籍の電算化に伴い、新たに手数料を徴収する事務を追加するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第16号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。あわせて資料13

の「新旧対照表」をお願いいたします。「新旧対照表」の方でご説明させていただきます。

今回の改正の１点目は、手数料の減免第５条の第３号を１号繰り下げ、第４号とし、第３号として追加するもので、内容は、高齢者の医療の確保に関する法律の戸籍に関する無料証明の規定により、後期高齢者医療給付を広域連合から受ける被保険者が死亡したことに伴い、未支給の給付対象となる相続者を確認するための戸籍の提出を求める場合に交付手数料を免除するためのものでございます。施行期日は平成20年４月１日でございます。続きまして、改正の２点目は、別表第１の２の項及び４の項を改めるもので、戸籍事務の電算化に伴って、磁気ディスクで調製されたこれまでの戸籍謄本・抄本はそれぞれ戸籍全部・個人事項証明書、また、これまでの除籍謄本・抄本はそれぞれ除籍全部・個人事項証明書の名称になることから、証明書を交付する場合の手数料徴収事務を追加するものでございます。施行期日は平成20年４月５日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第９、第17号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第17号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。国民健康保険法等の一部改正に伴い、医療費の一部負担割合を変更する等のため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第17号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の30ページをお開きください。あわせて資料14の「新旧対照表」をお願いいたします。「新旧対照表」でご説明させていただきます。

まず、一部負担金第４条第２項は、ゼロ歳から２歳までの一部負担金２割を、６歳に達する日以後最初の３月31日に改正しようとするものでございます。次に、第３項は、70歳から74歳までの方で現役並みの所得のある者を除き、一部負担を１割から２割に改正しようとするものでございます。次に、第４項は、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行するため、条文を整理するものでございます。次に、出産育児一時金第５条第２項は、語句を加えることにより、新たに加える第６条第２項の葬祭費の支給についての規定を同様の取り扱いにしようとするものでございます。次に、葬祭費第６条第２項は、

条文を加えることにより、葬祭費の支給についての取り扱いを出産育児一時金と同様に定めようとするものでございます。次に、保健事業第8条は、特定健康診査等の実施を加えるとともに、他に実施する事業の語句の整理を行おうとするものでございます。

第17号議案をご覧いただきたいと思います。施行期日は平成20年4月1日でございます。なお、経過措置として、この条例による改正後の海田町国民健康保険条例第4条第2号及び第3号、第5条第2項並びに第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療、出産及び死亡について適用し、同日前に受けた医療、出産及び死亡については、従前の例によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第10、第18号議案、海田町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第18号議案、海田町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。海田町民センターに子育て支援室としての性格を新たに付加し、子育てのしやすいまちづくりを推進するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）それでは、第18号議案、海田町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の32ページ、それから、資料につきましては資料15の「海田町民センター設置及び管理条例新旧対照表」をお出してください。説明につきましては「新旧対照表」でさせていただきます。今回の改正は、町民センターに新たに子育て支援の機能を付加し、子育て世帯に対する支援や応援を行うため、所要の改正を図るものでございます。改正の内容でございますが、第1条中の「広く町民にふれあい」を「子育てに関する支援」に改めるものでございます。次に、事業を定めました第3条に「子育て支援に関する事業」を第1号として新たに加え、各号の整理を行うものでございます。なお、施行期日は平成20年4月1日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第11、第19号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第19号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。後期高齢者医療制度の創設に伴い、受給資格者に高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者を加えるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）第19号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の33ページ、それから、資料につきましては資料16の「海田町ひとり親家庭等医療費支給条例新旧対照表」、それから、資料17の「海田町ひとり親家庭等医療費支給条例改正の概要」についてをお出してください。説明につきましては「新旧対照表」及び「条例改正の概要」で説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、平成20年4月から老人保健法の題名が高齢者の医療の確保に関する法律に変更されることに伴い、いわゆる後期高齢者医療制度の実施に伴い、保険者としての位置づけを行うことなど、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、第3条の対象者に「高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者」、いわゆる後期高齢者医療の被保険者を新たに加えるものでございます。また、第3条第2項では、対象とならない者の範囲を定めておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者であっても、病院等への入院や入所などによって、住所を海田町に移した場合については、前の住所地でひとり親家庭医療等の医療費の支給を受けることができることから、海田町でのひとり親家庭等の医療費の支給の対象としない旨の規定を第4号として新たに設けるものでございます。次に、第5条及び第6条におきましては、保険者として的高齢者の医療の確保に関する法律に係る用語の追加を行ったものでございます。施行日につきましては、平成20年4月1日からでございます。なお、経過措置といたしまして、施行期日前の医療費の助成につきましては従前どおりとし、既に受給証を受けられている方で、入院、入所等により、住所を町外に移した方につきましては、平成20年7月31日までの間は、後期高齢者医療への加入があった場合におきましても従前どおりの助成を行うこととしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田） 日程第12、第20号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山岡） 第20号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。後期高齢者医療制度の創設に伴い、支給対象者に高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者を加えるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田） 福祉課長。

○福祉課長（窪地） それでは、第20号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の35ページ、それから、資料につきましては資料18の「海田町重度心身障害者医療費支給条例新旧対照表」、あわせて資料19の「海田町重度心身障害者医療費支給条例改正の概要」をお出してください。説明につきましては、「新旧対照表」と「条例改正の概要」で説明させていただきます。今回の改正は、平成20年4月から老人保健法の題名が高齢者の医療の確保に関する法律に変更されるとともに、いわゆる後期高齢者医療制度が実施されることに伴い、保険者としての位置づけを新たに行うことなど、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、第3条の受給対象者に高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者、いわゆる後期高齢者医療の被保険者を新たに加えるものでございます。また、第3条の第2項では、受給者とならない者の範囲を定めておりますが、改正前の第3号の知的障害者福祉法に規定する医療給付を受けることができる者の規定につきましては、障害者自立支援法の施行の際、重度医療の対象になったことから、この条文は削除するものでございます。また、いわゆる後期高齢者医療の被保険者が病院等への入院、入所などによって、住所を海田町に移した場合におきましても、前の住所地で重度医療を受けることができることから、海田町での重度医療の対象としない旨の規定を第4号として、それから、次に第5号として、65歳から75歳未満の方で、一定の障害を持っておられる方につきましては、後期高齢者医療に加入できることから、後期高齢者医療に加入しない方につきましては重度医療の対象としない旨の規定を新たに設け、あわせて各号の整理を図るものでございます。次に、第4条におきましては、老人保健法の名称が高齢者の医療の確保に関する法律に変更となることに伴い、老人保健法に関する部分の整

理と、保険者としての高齢者の医療の確保に関する法律の規定の整理を行うものでございます。施行日は平成20年4月1日からでございます。なお、経過措置といたしまして、施行期日前の医療の助成につきましては従前どおりとし、既に受給証を受けておられる方につきましては、平成20年7月31日までの間につきましては、後期高齢者医療の加入の有無にかかわらず、従前どおり助成を行うこととしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第13、第21号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第21号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例の制定について。平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が実施されることに伴い、町の事務の範囲、保険料の徴収方法等を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第21号議案、海田町後期高齢者医療に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の37ページをお開きください。あわせて資料20をお願いいたします。資料20の「海田町後期高齢者医療に関する条例の概要」でご説明いたします。今回の条例制定は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が実施されることに伴い、町が行う事務について整理するものでございます。各条の要点についてご説明いたします。まず、第1条は町が担当する事務の範囲を定めるもので、保険料の決定など法令または広域連合条例で定めのあるもののほかについて定めるものでございます。第2条は、町が行う具体の事務として、主なもので言いますと、保険料額の通知、保険料の徴収や保険料の減免など、各種申請受け付け事務について定めるものでございます。第3条は、保険料を徴収する被保険者を定めるもので、海田町に住所を有する者、そのほかに住所地特例として、県外病院等に入院し、住所を病院等に移した場合などに海田町が徴収する被保険者となるものを定めたものでございます。第4条は、普通徴収の納期を7月から翌年2月までの8カ月と定め、この納期によりがたい場合は町長が別に定めるものでございます。第5条は督促手数料を1通50円とし、第6条延滞金は地方税法の規定を準用し、年14.6%とするものです。第7条から第9条は、罰則として、保

保険料徴収等に係る不正行為等がありました場合に過料について定めたものでございます。次に、附則第1項、施行日は平成20年4月1日、附則第2項は20年度の特例措置として、被扶養者であった被保険者について、保険料が4月から9月までの6カ月が免除されるため、あとの10月から3月までの6カ月分について、10月から2月までの納期5期に分割し、徴収するというものでございます。附則第3項は、第2項で定めた10月から2月の納期によりがたい場合は、10月以降で町長が別に納期を定めるというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第14、第22号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第22号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。国民健康保険法等の一部改正により生じた世代間の一部負担割合の不均衡を解消するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第22号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の41ページをお開きください。あわせて、資料21と22をお願いいたします。資料22の「海田町老人医療費助成の見直しについて」によりご説明いたします。今回の改正は、昭和14年9月30日以前に生まれたひとり暮らし等老人で住民税非課税の方、年齢で言えば平成20年度68歳及び69歳の方を対象とした老人医療費助成制度について、医療制度改革関連法による国民健康保険法等の改正に伴い、所要の整理をするものでございます。まず、1の「趣旨」は、平成20年4月から国民健康保険等被保険者70歳以上75歳未満の前期高齢者の自己負担割合が現行1割から2割に改正されることに伴い、老人医療助成制度の対象である68歳及び69歳のひとり暮らし等老人の自己負担割合を現行1割から2割にするものでございます。ただし、平成21年3月までの1年間は据え置きとし、現行の1割負担とします。次に、2の「理由」でございますが、老人医療費助成制度の1割負担を維持しますと、70歳以上75歳未満の前期高齢者の2割の負担より軽い負担となるための不均衡を解消するためでございます。次に、3の「条文の説明」につきましては、第1条から第6条について、老人保

健法の廃止、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法一部改正等により老人助成制度の根拠となる法律名及び関連する用語等を整理するものでございます。附則5については、平成20年4月から自己負担額が1割負担から2割負担に改正となりますが、1年間は1割負担に据え置くための附則の追加でございます。4の表に老人医療制度と国民健康保険等医療保険各法の対象者と、改正前・改正後の負担割合を示しております。施行期日は平成20年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第15、第23号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第23号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。平成20年度における介護保険料について、激変緩和措置を継続するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第23号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の43ページをお開きください。あわせて、資料23の「新旧対照表」と資料24の「海田町介護保険料激変緩和措置の概要」をお願いします。

まず、資料23の「新旧対照表」でご説明いたします。今回の改正は、平成18年度及び19年度の保険料激変緩和措置を20年度においても引続き実施するため、附則の改正を行うものでございます。まず、1ページの第2条の見出し中「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改め、第2条第3項第1号から2ページの第7号を追加し、それぞれの号にあります所得段階別の保険料額を19年度と同額に据え置くものでございます。

資料24の「海田町介護保険料激変緩和措置の概要」をお願いします。表の中の今年度適用しております改正前平成19年度の額、太枠でございますが、これを改正後平成20年度の額、二重線の中を同じ額に据え置くものでございます。施行期日は平成20年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は15時40分といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 2 5 分 休憩

午後 3 時 4 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、日程第16、第24号議案、平成20年度海田町一般会計予算から日程第22、第30号議案、平成20年度海田町水道事業会計予算までは一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第24号議案から第30号議案までを一括でご提案申し上げます。平成20年度海田町一般会計外6会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。第24号議案、平成20年度海田町一般会計歳入歳出予算の総額は77億4,700万円と決めました。第25号議案、平成20年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額は18億9,544万1,000円と決めました。第26号議案、平成20年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は28億2,767万6,000円と決めました。第27号議案、平成20年度海田町老人保健特別会計歳入歳出予算の総額は2億5,697万4,000円と決めました。第28号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計歳入歳出予算は、保険事業勘定を12億6,767万1,000円、介護サービス事業勘定を1,292万円と決めました。第29号議案、平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は2億2,848万4,000円と決めました。第30号議案、平成20年度海田町水道事業会計予算は、収益的収支では、収入総額4億5,467万円に対し、支出総額を4億3,233万8,000円と決めました。一方、資本的収支におきましては、収入総額9,834万7,000円に対し、支出総額は3億5,099万9,000円で、その不足額は当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、平成20年度一般会計、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の概要につきまして、お手元にお配りしております第24号議案から第29号議案、資料25から資料30及び資料33により一括してご説明いたします。各会計の予算につきましては、資

料33の「予算の概要」にまとめておりますので、「予算の概要」により要点のみをご説明させていただきます。

まず、一般会計についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。平成20年度予算編成の基本的な考え方についてでございますが、平成20年度予算は、昨年度改定いたしました海田町財政健全化計画に基づき、行財政改革に取り組みながら、住みよいまちづくりに取り組むこととし、行政改革大綱実施計画に掲げた事業を着実に反映すること、第3次海田町総合基本計画の後期5カ年計画に基づく事業に財源を重点的に配分すること、「子育てしやすい 誇れる我がまち・海田づくり」をスローガンに、少子化に対応した福祉施策の充実や学校教育環境の充実を図ることの3点に配慮し、予算を編成いたしました。

2ページをお願いいたします。平成20年度の一般会計の当初予算額は77億4,700万円で、平成19年度と比べて1億1,000万円、1.4%の増となっております。特別会計、水道事業会計の予算額については2ページの表に掲げておりますが、一般会計、特別会計を合わせた予算規模については142億3,616万6,000円で、12億5,970万7,000円、8.1%の減となっております。

4ページをお願いいたします。4ページと5ページにおいて、予算のポイントを掲載しております。まず、第1点目は行財政改革でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、平成20年度予算では、財政健全化法に基づき、行政改革大綱の実施計画に掲げられた改革項目を実施し、予算に反映することとしております。なお、詳細につきましては資料34の「平成20年度予算における行政改革の取組」に記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。第2点目は、総合基本計画でございます。自主性と自立性に富んだ魅力と活力のあるまちづくりを行うために、財政健全化計画との整合を図りながら、第3次総合基本計画の後期5カ年計画に基づく実施計画に計上している事業に財源を重点的に配分しました。第3点目は、公債費対策です。公債費については、平成15年度から平成19年度まで5年連続で増加していましたが、財政健全化のため、平成17年度以降実施した繰上償還の効果により、平成20年度は対前年度比でわずかながら減少に転ずることができました。5ページをお願いいたします。平成20年度においても公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し、平成19年度に引続き、一般会計及び下水道事業特別会計において高利率の公的資金の繰上償還を実施することにより、将来的な公債費負担の軽減を図ります。4点目は、子育てのしやすいまちづくりでございます。海

田町では「子育てしやすい 誇れる我がまち・海田づくり」をスローガンに町政を行っております。平成20年度は海田東小学校区児童クラブの定員増員や、海田東児童館子育て支援センターの開設、小学校少人数授業支援事業の支援対象の拡充に取り組むなどして、子育て環境のさらなる整備充実を図ります。

続きまして、6ページをお願いいたします。平成20年度の歳入予算でございますが、6ページの表を中心に、主なものについて説明させていただきます。まず、本町の歳入の基幹であります1款の町税でございますが、平成19年度と比べて7,368万4,000円、1.7%の増を見込んでおります。

町税の内訳については、8ページをご覧くださいと思います。入湯税の減額がありますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税とも増収を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。21款の町債につきましては、新開蟹原線や中店小学校線などの道路整備事業債の増により7,217万8,000円、10.7%の増となっています。なお、平成20年度末の町債残高につきましては、平成19年度残高見込みから3億2,305万3,000円減少し、111億8,794万5,000円になると見込んでおります。10ページをお願いいたします。プライマリーバランスでございますが、平成20年度予算では、町債発行額よりも公債費の方が多いため、5億3,700万円程度の黒字となっております。

6ページにお戻りいただきたいと思います。9款の地方特例交付金につきましては、1,487万6,000円、43.8%の増を見込んでおります。主な増額の理由は、平成20年度から適用される個人住民税における住宅ローン減税の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために、平成20年度から新設される減収補てん特例交付金によるものです。10款の地方交付税につきましては、2,000万円、4.7%の増となっています。なお、地方交付税の算定において、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方のもと、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を算定する「地方再生対策費」が創設されました。その内容について11ページ、12ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。18款の繰入金につきましては、1億3,613万7,000円、59.9%の増を見込んでおります。財源不足の補てんである基金の取り崩し額は、財政健全化計画と比べて7,129万円、16.4%の減となっております。なお、財政調整基金、その他の基金の残高につきましては、14ページの基金残高一覧表にまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。20款の諸収入につきましては、1億3,027万2,000円、41.6%の減を見込んでおります。主な減額の理由は、

平成19年度は解散した海田地区消防組合の退職手当組合積立金等の海田町分の還付が1億4,021万8,000円あったことによるものでございます。その他の内容につきましては8ページから26ページにかけて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、7ページをお願いいたします。ここでは自主財源と依存財源の構成比について平成17年度から平成20年度の比較を行っております。平成20年度においては前年度とほぼ同じで、自主財源が67.9%、依存財源が32.1%となっております。

それでは、27ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。一般会計目的別歳出予算一覧表により、主なものにつきまして説明させていただきます。2款の総務費につきましては、2,009万6,000円、2.0%の増となっております。主な増額の理由は、負担率の増加による退職手当組合負担金の増によるものです。4款の衛生費につきましては、4,127万1,000円、6.5%の増となっております。主な増額の理由は、広域ごみ焼却場事業負担金の増によるものです。8款の土木費につきましては、2億1,317万1,000円、18.3%の増となっております。主な増額の理由は、海田市駅バリアフリー化事業や町道162号線歩道新設事業などによるものです。10款の教育費につきましては、1億1,843万円、14.5%の減となっております。主な減額の理由は、事業完了による平成19年度海田東小学校体育館大規模改造事業費の減によるものです。その他の内容につきましては28ページから37ページにかけて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、性質別歳出予算でございます。38ページをお願いいたします。一般会計性質別歳出予算一覧表で対前年増減等を掲載しております。主な増減理由につきましては、目的別の増減理由と重複する部分が多いので、省略させていただきます。なお、性質別の増減理由については39ページから50ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

51ページをお願いいたします。総合基本計画の部門別歳出予算を掲載しております。各部門別の具体的な事業の予算額等につきましては52ページから71ページにかけて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、72ページから76ページにかけては新規事業と廃止・休止・完了事業を、77ページには町民1人当たりの還元額を総合基本計画の部門別に掲載しております。そして、78ページから80ページにかけましては、平成19年11月に改定した海田町財政健全化計画と

の比較を掲載しております。歳出規模、基金取り崩し額とも計画を下回った形となっております。

続きまして、公共下水道事業特別会計の予算について説明させていただきます。87ページをお願いします。初めに、予算規模につきましては18億9,544万1,000円で、平成19年度当初予算と比べて3億7,665万8,000円、24.8%と、大幅な増となっております。主な増減理由は、将来的な公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還制度により、高利率の公的資金3億5,460万4,000円を繰上償還するためです。

次に、歳入の概要について説明させていただきます。使用料及び手数料につきましては、下水道接続世帯の増加により1,827万5,000円、4.4%の増となっております。繰入金につきましては、下水道事業債の償還金の増額により2,571万4,000円、8.3%の増を見込んでおります。町債につきましては、繰上償還に係る借換債を発行することにより3億4,870万円、63.6%の増を見込んでおります。なお、89ページには町債発行額の推移、町債残高の推移を掲載しておりますが、平成20年度末の町債残高は99億5,262万1,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出の概要でございますが、90ページをお願いいたします。事業費につきましては、太田川流域下水道事業負担金の減額等により1,081万1,000円、1.5%の減となっております。公債費につきましては、償還元金の増及び繰上償還の実施等により3億7,082万9,000円、51.7%の増となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計の予算について説明させていただきます。103ページをお願いいたします。初めに、予算規模につきましては28億2,767万6,000円で、平成19年度当初予算と比べて5,747万9,000円、2.1%の増となっております。医療制度改革に伴い、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、医療費は減少するものの、後期高齢者支援金等の新設により支援金が増加したことによるものでございます。

次に、105ページをお願いいたします。歳入の概要について説明させていただきます。国民健康保険税につきましては、後期高齢者医療制度創設による75歳以上の被保険者数の減少により1億5,596万8,000円、18.8%の減となっております。療養給付費等交付金につきましては、交付金の算定基礎となる退職被保険者等の医療給付費が一般被保険者への移行により4億4,520万7,000円、57.3%の減を見込んでおります。前期高齢者交付金は、医療制度改革に伴い創設され、7億1,246万円の増となっております。

続きまして、歳出の概要でございますが、110ページをお願いいたします。保険給付費

につきましては、制度改正に伴い、退職被保険者が一般被保険者に移行することなどにより1億8,002万8,000円、10.1%の増となっています。老人保健拠出金につきましては、老人保健受給対象者が平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行することなどにより4億5,212万9,000円、81.1%の減となっています。

続きまして、老人保健特別会計予算について説明させていただきます。123ページをお願いいたします。平成20年度の老人保健特別会計の当初予算は、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度への移行に伴い、過年度分の医療費等を計上するのみにとどめているため、予算規模につきましては2億5,697万4,000円で、平成19年度当初予算と比べて20億5,169万1,000円、88.9%の大幅な減となっております。

続きまして、介護保険特別会計の予算について説明させていただきます。131ページをお願いいたします。介護保険特別会計の予算規模につきましては、2つの勘定を合わせた合計が12億8,059万1,000円で、平成19年度当初予算と比べて1,936万3,000円、1.5%の増となっております。

次に、132ページをお願いいたします。歳入の概要について説明させていただきます。保険事業勘定の歳入につきましては、平成19年度と比べて1,951万9,000円、1.6%の増となっています。保険給付費の増加に伴い、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金などの法定負担分が増加しています。また、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度も継続することに伴い、保険料の減額分に対する財源として、基金からの繰入を行いました。

続きまして、歳出の概要でございますが、138ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出につきましては、平成19年度と比べて1,951万9,000円、1.6%の増額となっております。増加額の大きいものは、保険給付費の2,869万円、地域支援事業費344万8,000円となっています。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算について説明させていただきます。147ページをお願いいたします。平成20年度から始まる後期高齢者医療制度を運営するため、新たに後期高齢者医療特別会計を設けました。後期高齢者医療特別会計の予算規模につきましては、2億2,848万4,000円となっております。

次に、歳入の概要について説明させていただきます。後期高齢者医療保険料につきましては、年金から天引きされる特別徴集保険料が1億2,524万8,000円、納付書等により徴収される普通徴収保険料が6,292万8,000円で、合計1億8,817万6,000円となっております。

ます。次に、繰入金につきましては、歳入不足を一般会計から補う事務費繰入金が1,528万8,000円、低所得者等に係る保険料の減額分等を補てんする保険基盤安定繰入金が2,500万円で、合計4,028万8,000円となっております。

次に、149ページをお願いいたします。歳出の概要について説明させていただきます。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、総額が2億2,455万6,000円で、その内訳は広域連合の運営事務費として各市町が負担する分賦金が1,138万円、保険料納付金が1億8,817万6,000円、保険基盤安定繰出金が2,500万円となっております。

次に、議案を説明させていただきます。第24号議案をお願いいたします。平成20年度海田町一般会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を77億4,700万円と定めております。第2条は債務負担行為についてでございます。9ページにおいて1件の債務負担行為について期間と限度額を定めております。第3条は地方債についてでございます。10ページから11ページにかけて9件の起債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。第4条は一時借入金についてでございます。最高額を7億円と定めております。第5条は歳出予算の流用でございます。各項の経費の金額を流用することができる場合として、給料、職員手当及び共済費の同一款内での流用と定めております。

続きまして、第25号議案をお願いいたします。平成20年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を18億9,544万1,000円と定めております。第2条は地方債についてでございます。4ページにおいて4件の起債について起債の目的等を定めております。第3条は、一時借入金について最高額を7億円と定めております。

続きまして、第26号議案をお願いいたします。平成20年度海田町国民健康保険特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を28億2,767万6,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を5,000万円と定めております。第3条では、各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上された予算の同一款内での流用と定めております。

続きまして、第27号議案をお願いいたします。平成20年度海田町老人保健特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を2億5,697万4,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を3,000万円と定めております。

続きまして、第28号議案をお願いいたします。平成20年度海田町介護保険特別会計予

算でございますが、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を12億6,767万1,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,292万円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を3,000万円と定めております。第3条では、各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上された予算の同一款内での流用と定めております。

続きまして、第29号議案をお願いいたします。平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額を2億2,848万4,000円と定めております。第2条は、一時借入金について最高額を3,000万円と定めております。

以上で平成20年度海田町一般会計をはじめ各特別会計予算の概要についての説明を終わります。

○議長（原田）参事。

○参事（新浜） それでは、第30号議案、平成20年度海田町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。資料35「水道事業会計予算の概要」の1ページをお願いいたします。予算規模でございますが、上の表の収益的収支につきましては、水道事業の経営活動の予定で、20年度中に発生するであろうすべての収益と、これに対応するすべての費用を計上したもので、事業収益は4億5,467万円で、前年度当初予算に比べまして302万4,000円、0.7%の減となっております。これの主な理由は、受託工事収益の増はあるものの、給水収益及び分担金の減によるものでございます。また、事業費用は4億3,233万8,000円で、前年度当初予算に比べまして1,665万3,000円、4.0%の増となっております。これの主な理由は、人件費、委託料の減はあるものの、修繕費、負担金、受託工事費及び減価償却費の増によるものでございます。以上の結果、20年度におきましては消費税及び地方消費税を含めまして、前年度より約2,000万円少ない2,233万2,000円の利益を予定しております。

次に、資本的収支につきましては、建設投資に関するもので、資本的収入は9,834万7,000円で、前年度と比べ7,623万2,000円、43.7%の減となっております。これの主な理由は企業債の借入額の減によるものでございます。また、資本的支出は3億5,099万9,000円で、前年度と比べ7,895万3,000円、18.4%の減となっております。これの主な理由は、配水設備整備費及び送水設備整備費の減によるものでございます。なお、差引き不足額につきましては、減価償却費や資産減耗費等の、現金の支出を伴わない内部資金であります当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。

2 ページをお願いいたします。このページ以降に経費削減の取り組み、目別予算比較、性質別費用比較及び当初予算比較表を載せております。なお、資料31に予算実施計画、給与費明細書等を、資料32に収入及び支出の予算明細書を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、第30号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万2,172戸で、前年度当初予算に比べまして97戸の増、年間総配水量は350万8,000立方メートルで、前年度当初予算に比べまして3万3,000立方メートルの減、1日平均配水量は9,611立方メートルを予定しております。(4)といたしまして、主要な建設改良工事の額をお示ししております。詳しい工事内容につきましては資料45に提示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。第3条には収益的収入及び支出の予定額を、第4条には資本的収入及び支出の予定額を定めております。次に、3ページをお願いいたします。第5条で、ろ過池改修事業と送水ポンプ操作盤改良事業に充てる企業債につきまして定めております。第6条では、一時借入金限度額といたしまして5,000万円と定めております。第7条でございますが、ここでは流用禁止項目といたしまして、職員給与費及び交際費をそれぞれ記載しております。第8条には棚卸資産の購入限度額として2,314万6,000円と定めております。

以上で平成20年度水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で全議案の説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第11号議案、海田町まちづくり町民参画条例の制定についてから第30号議案、平成20年度海田町水道事業会計予算までの20議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第11号議案から第30号議案までの20議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後４時１６分 休憩

午後４時２６分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま予算審査特別委員会の委員長に宮坂議員、副委員長に久留島議員と決定しておりますので、ご報告いたします。

この際、お諮りいたします。平成20年度予算審査特別委員会の審査のため、３月８日から３月20日までの13日間、休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、３月８日から３月20日までの13日間の休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。大変お疲れさまでございました。

午後４時２７分 散会